THE JAPANESE JOURNAL OF HISTORY OF PHARMACY



Vol. 23, No. 1.

1988

---目 次---

	総	説				
明治時代における中国地方の薬学教育					…小山	鷹二 1
	原	報				
田口慶成著「人参作立方尋日記」について 肥後村井家の叢桂園 明治期を中心とした中国産繁用生薬の輸入 特に初期における大黄の輸入量,並びに	につい	ての考察	1.		…浜田	善利19
	史	料				
オランダ1865年医務関係法規と山崎文庫「 オランダ1865年法第59号と山崎文庫「医 ノ条例」 オランダ1865年法第60号と山崎文庫「行	師,薬	铺師, 薬部	浦補,薬	舗生徒及	文産婆免 計	F
	雑	録				

THE JAPANESE SOCIETY OF HISTORY OF PHARMACY

Tokyo College of Pharmacy, Horinouchi, Hachiouji, Tokyo, Japan

薬 史 学 誌
Japan. J. His. Pharm.

日本薬史学会

THE JAPANESE JOURNAL OF HISTORY OF PHARMACY, Vol. 23, No. 1 (1988)

CONTENTS

Review

Takaji Koyama: The Pharmaceutical Education in the Chugoku Region in
the Meiji Era < A lecture at the Section of Pharmaco-historia in the
108th Annual Meeting (Hiroshima) of the Pharmaceutical Society of
Japan, April 5, 1988>
Originals
Masaiti Yasue: About the Travel Diary of Yoshinari Taguchi, Who Looked
for the Methods of the Cultivation for Panax ginseng in Edo Era 9
Toshiyuki Hamada: Sōkei-en, a Country Place of Medical Doctor Murais,
Higo19
Shoichi Harima: A Consideration on the Imports of Chinese Crude Drugs of China-Grown for General Use in Meiji Era 1. Especially on the Transition of Rhubarb Imports in the Early Period: Its Quantity and Price
Historical Material
Kiyoshi KAWASE: Comparison between the Royal Dutch medical law (1865) and "the law of state medical supervision and pharmaceutical practicing in Holland" stored in the Yamazaki Library (II) Royal Dutch law No. 59 (1865) and 'the law of license for physician, pharmacist,
pharmacist-assistant, pharmacist-apprentice and midwife,
Royal Dutch law No. 60 (1865) and 'the law of medical practicing'37
Miscellaneous
Postscript53

入会申込み方法

下記あてに葉書または電話で入会申込用紙を請求し、それに記入し、年会費をそえて、 再び下記あてに郵送して下さい.

〒192-03 東京都八王子堀之内 1432-1

東京薬科大学内 日本薬史学会 事務局

電話: 0426-76-5111(代)

郵便振替口座: 東京 2-67473, 日本薬史学会

明治時代における中国地方の薬学教育

「日本薬学会第108年会(広島)薬史学部会特別講演 |

小 山 鷹 二*1

The Pharmaceutical Education in the Chugoku Region in the Meiji Era

A lecture at the Section of Pharmaco-historia in the 108th Annual Meeting (Hiroshima) of the Pharmaceutical Society of Japan, April 5, 1988>

Takaji KOYAMA*1

幕末から明治初期にかけて西洋医学の興隆は目覚ましく、それに伴って洋薬の需要は増大したが、専ら輸入に頼るのみであった。当時わが国の薬業者は、洋薬に対する知識に乏しく検査能力も不足したために、奸商に乗ぜられた贋造品、粗悪品も輸入せられ国民保健上からも大事と感じられるに至った。監督官庁であった文部省医務課は明治5年(1872)11月東校御雇教師ヘルマンに薬事制度を諮問し「薬剤取調之法」28項を定め、明治6年(1873)5月20日太政大臣に具状した。これには薬局方の制定、司薬局での薬品の検査等基本的な問題を含むが、その第2項では薬舗の資質向上のために試験制度を採用している。

薬剤取調之法は薬事に関するもののみであったから、むしろ医療全般にわたる制度の制定が緊急必要とせられ、明治6年(1873)6月19日文部省達第89号、6月22日同90号で全国の医師、薬舗を調査して基礎資料とし、「医制」原案の作製を急いだ。完了した医制は明治7年(1874)3月12日裁可せられたが、同年8月18日実施可能の地域として東京、京都、大阪の三府に布達した。

医制によれば、調薬者として薬舗主・薬舗 手代・薬舗見習の三段階を定め、薬舗手代及 び薬舗主の免許は試験合格者に与えることと した・薬舗手代の試験科目は数学、外国語学、 ラテン語学、処方学並びに物理学・化学・植物学・動物学・鉱物学の大意とあるが、医制 発行後凡そ10年の間は算術、理化学の大意、 薬物の名目品類でよかった。また、薬舗主は 2か年以上薬舗手代をした勤務実績に加えて 実用化学、薬剤学大意、製薬学、毒物学の試験に合格しなければならないが、医制発行後 凡そ10年の間は算術、理化学大意、薬剤学大 意、処方学大意の試験科目に合格するのみで よかった。

医制の布達を受けて直ちに対応したのは京都府であった。京都府には明石博高を中心とした府立の京都舎密所が活動していた頃であり、文部省と打ち合わせて薬業家を合薬業(薬舗)と通薬業(薬種商)とし、明治8年(1875)3月薬舗試験規則を公布し、7月には試験を実施し、10月14日附で内務省より免状を受け合格者に交付している。ここに内務省と言うのは、明治8年6月28日衛生業務管理

^{*1} 日本薬史学会

は文部省より内務省第七局に移されたためであり、翌9年(1876)1月より内務省衛生局となった。

医制はその後一部改正(主として医学校の 章を除く) して明治8年(1875) 5月14日改 めて三府に布達せられた。 京都府以外は容易 に薬舗開業試験を実施しないので、同年12月 25日内務卿より三府に「薬舗開業試験に関す る件」が布達せられた. これによれば試験科 目は、算術、物理学大意、化学大意、薬物学 大意, 処方学大意の五科目で, 試験は府で実 施し成績を内務省に具状し免状を受けて本人 に交付することが示され、明治9年(1876) 1月1日より施行することとなった. 更に明 治9年1月25日薬舗試験は司薬場に打ち合わ せ実施するように布達せられた. 東京司薬場 は明治7年3月27日、京都司薬場は明治8年 2月15日、大阪司薬場は同年3月24日に開設 せられ、ここには薬学専門家がいるので、府 としては試験を実施するのが容易となった.

明治5年(1872)11月28日より3年間,東 校薬局教師としてニーウェルトを雇い入れた. これは明治4年(1871)7月8日来日したミュ ルレルの要請により、文部省が明治5年4月 14日正院に申し入れ、即日認可せられたもの であったが、製薬学術の進歩のためには先ず 東京に1個の製薬学校を設立するという薬剤 取調之法の趣旨により,第一大学区医学校よ り文部少輔田中不二麿あてに「医学校内に製 薬学校を附属設立し5か年の薬学教育を行な う」ことについて伺いを出したのは明治6年 (1873) 6月25日であった。同年7月25日「伺 之通 | と認可せられたが、「但し製薬学校設 立併びに別段外国教師御雇の儀は相成らず候 事」との条件付きであった. 既にニーウェル トを雇い入れていることであるから別段外国 教師御雇の儀は相成らずとなったのであろう が、製薬学校設立は不可というのであるから、 医学校に附属する製薬学一科の教場として開 設することとし早速予科生の募集を始め10月 15日までに20名を入学させ冬学期より開講し た. この20名中12名は医学校予科または開成 学校より転科したものであったから予科第一

級とし、8名は予科第二級とした。第一大学 区医学校は明治7年(1874)5月7日大学区 から独立して東京医学校と改称したが、明治 10年(1877)4月12日東京大学医学部となっ た。予科第一級生中9名は明治11年(1878) 3月29日東京大学医学部最初の卒業生として 製薬学科を卒業し、翌年製薬士の学位を授与 された。その後明治13年4月10日製薬学科改 組に至るまでに入学した同科卒業生即ち製薬 士の数は次の通りである。

第1回生 明治11年3月29日卒業 9名 第2回生 明治12年10月18日卒業 10名 第3回生 明治13年7月12日卒業 0名 第4回生 明治14年7月9日卒業 9名 第5回生 明治15年10月28日卒業 5名 第6回生 明治16年10月27日卒業 1名 製薬士 合計34名

製薬学教場にも国語で製薬学大意を教授し、修業年限2か年の通学生教場を開設することとなり、明治9年(1876)12月第1回生50名が入学した。その後は毎年5月、11月の2回入学生を募集した。明治12年(1879)5月第1回生23名が卒業した。明治13年(1880)4月10日通学生教場は改組して本科と合流し、新たに修業年限3か年の別課が設置せられた。これらの卒業生数を次に示す。

通学生教場卒業生

明治12年5月卒業23名, 7月卒業20名 明治13年1月卒業10名, 7月卒業23名 明治14年4月卒業15名, 7月卒業12名 明治15年6月卒業23名, 8月卒業6名

合計 132名

薬学科別課卒業生

明治17年2月卒業11名 明治18年1月卒業34名 明治19年12月卒業14名 明治20年12月卒業18名

合計 77名

これらの卒業生が各地に就職すると、その 地の薬業者等は医制に「(当分)従来薬舗主 たる者は試業を要せず、履歴明細書に照準し て仮免状を授け開業を許す」とあり自身は保 証されたとしても仮免状であり、その子弟は 新たに開業することも家業を継ぐことも出来 ず、これらの薬学者を頼って薬学講習会また は薬学校を設立して薬舗開業試験に対応する 薬学勉学の機運が高まって来るのであった。

そこで文部省は明治15年(1882)7月18日 達第6号で薬学校通則を布達した。これによ れば薬学校は甲種と乙種に分け、甲種薬学校 は薬剤師の具成を目的とし、乙種薬学校は薬 剤師の速成を図るものとし、各々の入学資格、 修業年限、学科目、毎週の授業時数、教員の 資格等を詳細に規定している。この薬学校通 則こそは薬剤師という名称が公的文書で使用 せられた最初の物であろう。

1. 私立薬舗学講習所1)

広島市内の薬舗有志者が寄付拠金して明治 15年 (1882) 9月私立薬舗学講習所を広島市内に設立し生徒定員を25名とし、理学、化学、薬品学、調剤学等の初歩を教えた、当時広島鎮台病院薬剤官として溝口恒輔(製薬士、第2回生)が着任していたので、恐らく溝口が関係したものと思われる。次第に盛大にして行き、将来乙種薬学校とする予定というが、明治16年まで授業が行なわれたことは確実であるが、その後の消息は不明である。

2. 岡山県医学校内の薬舗学校

明治15年(1882) 9月岡山県医学校内に産 婆学校及び薬舗学校を開設したとの新聞記 事2) があり、また岡山県教育年表3) にも同様 の事が記されている. 恐らくこれには明治12 年(1879) 11月岡山県病院薬局長兼医学校教 論として着任している吉田学(製薬士,第1 回生)が関係したことは確実と思われるが, 吉田は明治15年8月15日肺結核で早逝した. 薬舗学校開設の記事は吉田の逝去の1か月も 後に出るのであるが、この薬舗学校開設は吉 田の逝去で中止されたものであろう. それは 同年10月20日の山陽新報(の記事に岡山区内 の薬舗一同が薬舗学校設置の計画中とあるか らである. もし医学校内の薬舗学校が活動し ていれば、薬舗一同が僅か1か月後に薬舗学 校開設の計画をする筈が無いからである.

3. 山口県薬学講習会

山口県立病院は明治16年(1883)に開設せられ、薬局長として大西耕が着任し、山口県の薬舗一同にとって強力な指導者となった。早速佐々木一太郎、河野亀太郎等有力薬業家6名が発起して明治17年(1884)4月県立病院内に山口県薬学講習会を開設50し、大西を講師として独逸学大意、算術、物理学、化学、薬物学、処方及び調薬の教育を始めた。薬舗子弟は勿論誰でも入会することが出来たので、次第に隆盛になって行った。

然し山口県議会は明治21 (1888) 年度から は県立病院を廃止し院長奥田道有の私営とし、 県費より毎年二千円補助することに決定し、 薬学講習会は廃止せられた。

4. 広島薬舗会69

広島鎮台病院勤務の薬剤官磐井文二郎(薬学科別課第1回卒),中村為保の周旋で,広島の主な薬舗約20名で明治20年(1887)3月広島薬舗会を結成した。その事業計画には,模範調剤所の設置,衛生試験薬品鑑定の実施,薬品製造事業を興す等あるが,ここで注目すべきは「薬学及びこれに必要な学科を教授す」とあり教育機関の開設を挙げている。その設置は約5年後であり後に述べる。

5. 私立岡山薬学校"

岡山区の主な薬業家を中心とした8名が発起人となり、吉田学の後任として着任した岡山県医学校教諭松尾周蔵(製薬土,第4回生)を校長兼教師に、同助教諭片平周三郎、同神戸要次郎、同河崎柄徳等を教師に委嘱して、明治20年(1887)9月23日、岡山区東中山下55番邸杉山邸で私立岡山薬学校開校式を挙げた、入学生は30余名で10月1日から開講した・

明治22年(1889) 3月15日法律第10号として薬品営業並薬品取扱規則(一般には薬律という)が公布せられ、同年3月27日内務省令第3号として薬剤師試験規則が制定せられた。これによって薬剤師試験科目は学説と実地に分かれ、学説は物理学、化学、植物学、生薬

学,製薬化学の5科目,実地は分析術,薬品鑑定,薬物製錬,調剤術の4科目となった.

私立岡山薬学校では岡山県医学校が廃止さ れて第三高等中学校医学部が設置されたので. 明治21年(1888) 4月1日より医学部予備科 の教育も併せ行なうことにした。明治22年 (1889) 3月27日薬剤師試験規則 (明治23年3 月1日施行)制定に伴い教育程度を高くし、 実験時間を多くした。明治23年(1890)2月 6日第三高等中学校医学部に薬学科附設のた め, 在校生をこれに引き継ぎ私立岡山医薬学 予備校となり同年3月27日開校式を挙げた。 明治27年(1894) 6月23日高等学校令が公布 され第三高等学校には薬学科が設置せられな いため, 高等学校医科予備門と改称し修業 年限を3か年に延長し、尋常中学校と同程 度の教育内容とした。明治28年(1895)1月 12日私立関西尋常中学校に改組し、明治32年 (1899) 2月6日中学校令改正により4月より 私立関西中学校と改称し、戦後の学制改革に より関西高等学校となり、現在岡山市西崎本 町に本拠を置く学校法人関西学園に発展した. 私立岡山薬学校の卒業生数は次の通りであ る.

> 明治22年9月卒業 第1回生 9名 明治22年12月卒業 第2回生 9名 明治23年3月卒業? 第3回生 6名? 合計 24名

> (?を付けたのは確実では無い.特に6名というのは確実に姓名まで把握した数であるが、これ以上かも知れない。)

6. 第三高等中学校医学部薬学科⁸⁾

明治19年(1886)4月10日勅令第15号で中学校令が制定せられた。中学校は実業教育を主とし上級学校進学のための教育を副とし、また中学校を高等、尋常の二等に分け、高等中学校は全国を5区に分け各区に1か所設け文部大臣の所管とし、尋常中学校は各府県で便宜設置出来るが地方税で支弁又は補助し得るものは1か所に限るとした。同年11月30日文部省告示第3号で高等中学校の設置区域が次のように示された。

第一区 関東,愛知,静岡,山梨,長野 1府10県,学校の位置 東京 第二区 東北6県,学校の位置 仙台 第三区 近畿,中国,四国,岐阜2府15

県,学校の位置 京都 第四区 北陸4県,学校の位置 金沢 第五区 九州7県,学校の位置 熊本 この区分の根拠は明らかでは無いが,一見 して不均衡の感は免れない。

明治20年(1887)8月19日文部省告示第6 号により各高等中学校に医学部の設置が決まり,医学部の位置は第一は千葉,第三は岡山, 第五は長崎,第二,第四は本校のある仙台, 金沢と決定した.

明治22年(1889)3月22日文部省令第2号で各医学部に薬学科を附設する場合の学科及びその程度が示され、同年4月2日先ず金沢の第四高等中学校医学部に生徒定員60名の薬学科が附設せられ、次いで明治23年(1890)2月6日文部省告示第1号で岡山の第三高等中学校医学部に生徒定員100名の薬学科が附設せられた。同年8月26日までに長崎、千葉、仙台の順に各医学部に薬学科が設置せられた。

第三高等中学校医学部では既に医学部教諭 として松尾周蔵、佐藤直、助教諭として片平 周三郎、神戸要次郎があり、新たに教官とし て採用されたのは助教諭稲岡登1名で十分で あった。

明治27年(1894)6月23日勅令第75号で高等学校令が公布せられ、高等中学校は同年9月11日から高等学校となった。同年7月17日文部省令第17号で高等学校の法学部、工学部、医学部の学科目及び講座の数が示された。医学部の最後に薬学三講座とあり、「但第三高等学校医学部に於ては薬学を設けず」との但書によって法令上は岡山の薬学科は消滅した。この薬学科の卒業生数は次の通りである。

第1回生 明治25年 (1892) 11月17日卒 業 9名

第 2 回生 明治26年(1893)12月 2 日卒 業 15名

第3回生 明治27年(1894)11月22日卒 業 9名 合計 33名

5高等中学校医学部薬学科中最も優秀と認められる岡山の薬学科のみが何故廃止せられたのか理解に苦しむ所である。第三高等学校のみが「高等学校は専門の学科を教授する所とす」との文部大臣井上毅の方針通り大学予科を設置しなかった。然し薬学科が他の高等学校薬学科に劣る所は全く無い。当時の風潮として薬学が軽視せられ、特に第三高等中学校内特に同医学部内でも薬学そのものが重視せられていなかったことが原因であろうと思われる以外に廃止の理由は無い。

井上毅文部大臣は肺結核が重症となり明治 27年(1894)8月29日依願免本官となるので あるが、その後は高等学校は大学予科教育が 主となり、高等学校医学部は独立して各医学 専門学校となったことを思うと感無量である。

さて明治23年(1890)3月1日より薬律が施行せられ、薬剤師試験規則も同日より発効となれば、各県で薬舗開業試験が行なわれる傾向となり、中国五県でも次のように薬舗開業試験が実施せられた。薬律第44条に「此規則以前に於て内務省より薬舗開業免状を受けたる者は薬剤師たるの効を有す」とあるので駆け込み試験と見られても止むを得ないであるう。

広島県 明治21年8月15日~8月20日 受験者 3名 22年8月15日~8月20日 受験者 8名 22年11月15日~11月16日 山口県 明治22年4月25日~4月26日 受験者 2名

> 22年10月21日~10月22日 受験者 23名 23年2月17日~2月19日

23年2月17日~2月19日 受験者 26名

島根県 明治22年7月

受験者 3名, 合格者 3名 23年2月12日~2月13日 受験者 17名

鳥取県 明治22年12月11日~12月13日 受験者 3名,合格者 3名 23年2月

受験者 3名,合格者 3名 岡山県 明治22年5月31日 \sim 6月1日 受験者 11名

22年10月28日~10月30日

この表を見ると各県なんらかの形で薬学の 学習が行なわれていたことであろう.

7. 広島薬学講習所9)

広島衛戍病院勤務の恩田重信(製薬学通学生明治15年6月卒),大岩乙三(別課明治18年1月卒)等の発起で実地有為の薬剤師養成を目的として,明治25年(1892)5月広島市塚本町に設置せられた。本科は修業年限2か年で完全な薬学者を養成し、速成科は修業年限1か年で薬学者を養成し、学習科目としては18科目を用意しているが、実際には陸軍薬剤官が勤務の傍ら講義するのであるから、当分の間は速成科のみを設け夜間授業とした。明治25年5月~10月は物理学、無機化学、薬用植物学の3科目を毎週各2回、1回2時間以上講義することにした。

この講習所も長くは続かなかったようであるが、その詳細は不明である.

8. 私立山口衛生試験所の薬学講習所併 置¹⁰⁾

明治25年 (1892) 11月私立山口病院 (院長: 奥田道有)では院内に私立山口衛生試験所を 設置し飲食物薬品等の検査の依頼に応じるこ とになった。同時にこの試験所内に薬学講習 所を設けて薬剤師試験受験希望者に必要な学 科を教授することにした。

明治29年(1896)11月の山口県通常県会で 私立山口病院を明治30年度から再び県に移管 して県立病院とする件を可決した. 奥田院長 の私有であった衛生試験所も山口県の所管と して院内に新築することにしたが、併置され た薬学講習所は廃止せられた.

薬律(明治22年法律第10号)は明治23年 (1890)3月1日から施行せられたが、同時に

薬品巡視規則(明治22年3月27日,内務省会 第4号) も施行となった。東京府薬品巡視員 を委嘱された池口慶三は、明治31年(1898) 本町の薬種商で多量の砒素を含有した塩酸を 発見して告発したが、薬種商は封緘した容器 のまま販売したのであるからとの理由で無罪 となった. そこで薬律改正の問題が起きたの であるが、改正案は明治34年(1901) 3月7 日内務大臣が決済したが容易には国会を通過 せず、明治40年(1907) 4月9日法律第35号 として成立し翌41年1月1日から施行となっ た. この改正で薬剤師でなければ取扱い得な い指定医薬品制度が出来るというので、薬剤 師養成の気運が高まって来た。明治41年内務 省令第7号で指定薬品71品目が決定し法律第 35号と同時に施行せられた.

9. 鳥取薬学夜学会の設立計画

明治32年(1899)薬学家数名が医家,薬業家の徒弟に薬学の大要を教える夜学会を企画し、4月10日鳥取薬剤師会は徒弟薬学夜学会設立の件を審議¹¹⁾した、翌33年(1901)徒弟に薬学教育をする傍ら衛生的分析鑑定の依頼に応じる案¹²⁾が出て、明治34年(1901)鳥取薬剤師会は衛生試験所と夜学校設立の取調委員に渡辺悦之輔、山口正喬、田中虎勝を委嘱¹³⁾した、明治40年(1907)10月12日鳥取県薬剤師会は試験所設置を決定したが、夜学校設置は無視¹⁴⁾せられた。

10. 岡山薬学夜学会¹⁵⁾

佐藤直等十数名が発起して岡山薬学夜学会を設立し明治35年(1902)5月5日岡山市内山下桜馬場の養忠学校で発会式を挙げた。この会は薬剤師志望者に必要な学科を2か年教育する夜学会と薬業者自身の研鑽を行なう薬制研究会とから成り会頭は佐藤直,講師は藤原吉二,小川列三郎,胤草初市,友野乙吉,原牧三郎が交代して授業することにした。会員は夜学会38名,薬制研究会13名で次第に盛況となっていったが,間も無く消滅した。これには岡山県私立衛生会附設の産婆看護婦養成所に調剤専修科を設置したことから,岡山

県病院院長菅之芳と調剤部長佐藤直との対立 が関係無しとはしないが後で述べる.

11. 松江薬学講習会16)

明治35年(1902)6月20日の島根県薬剤師会臨時総会で、県下不正薬品撲滅策を協議しその対策の一つとして速やかに薬剤師の多数養成を図ることにした。そのため松江薬学講習会を設置し、同年10月1日松江市母衣町島根県私立衛生会為春館で開所式を行ない、翌日より授業を始めた。講師には松江市内の官職にある薬剤師、中学校師範学校教員を委嘱し、課程を2か年とし、第1学年には10名(男9名、女1名)第2学年には7名(男6名、女1名)の講習生を得て、毎日午後3時半から6時半まで授業をした。

この講習会は制度もよく整い長く続くもの と思われたが、その後の消息は明らかでは無 い.

12. 岡山県私立女子薬学校15)

日露戦争が始まると薬剤師で軍務に服し従 軍する者が相次ぎ岡山県病院でも8名の調剤 司が2名となり業務に支障を来すに至った. そこで病院長菅之芳は自分が会長である岡山 県私立衛生会が開設している産婆看護婦養成 所に修業年限1か年の調剤専修科を新設して 調剤婦を養成し、急場を凌ごうとした. これ に対して反対したのは同院調剤部長佐藤直教 授であった、薬剤師の監督下に調剤するとし ても薬剤師以外が調剤することは法に反し衛 生上も由々しき問題であるというのが反対の 理由であった. 菅は佐藤の意見を無視して調 剤専修科を設置し、佐藤の配下の調剤司小川 列三郎に教育を担当させた。明治38年(1905) 8月7日調剤専修科第1期生9名が卒業し、 その中の4名を菅は岡山県病院調剤部に採用 した. そこで佐藤は8月16日付で医学専門学 校教授を退職し、翌日付で県病院も辞職して 郷里名古屋に引退した.

明治39年(1906) 6月30日私立衛生会評議 員会は従来の養成所制度を廃止し産婆看護婦 学校と女子薬学校を設立することを決定し, 7月2日設立願書を岡山県庁に進達し8月9日付で認可せられた.

このようにして岡山県私立女子薬学校は女子薬剤師養成の目的で岡山市内山下24番地岡山県私立衛生会の建物の一部を利用して開設せられ、修業年限を2か年とし、既に3月5日調剤専修生として入学していた12名をそのまま第1学年として引き継いで、明治39年(1906)8月9日開校した。校長は岡山医学専門学校長、岡山県病院長菅之芳で講師は岡山県病院調剤部長藤原吉二以下同院の調剤司が担当した。明治40年(1907)3月第2期生15名を募集した。明治41年(1908)3月第1期生が卒業した。

本校も第2期生の卒業で廃止となったようであるが、その経緯は詳らかで無い.

13. 私立岡山薬学校17)

関西中学校の前身は既述の如く明治20年創設の岡山薬学校であった。関西中学校長大塚香は薬剤師養成の急務に対応するため、明治39年(1906)3月設立認可を得て、岡山市五番町1番地に私立岡山薬学校を創設して校長を兼務した。学監兼教師としては同中学校の稲岡登を起用したが、稲岡逝去のため羽生正保とし、羽生転出後は布留川新三郎を起用した。専任教師は常時4名を確保していたが、教師の交代はかなり頻繁であった。明治41年(1908)12月不良薬品の分析鑑定を急務として私立岡山衛生試験所を併設した。

大正2年(1913)9月19日文部省令第29号で薬剤師試験規則が改正せられた。薬剤師の 資質向上が目的であり、試験科目も次のよう に改正せられた。

学説試験:物理学,化学,薬用植物学,生 薬学,製薬化学,衛生化学,薬 局方(薬剤師に関する法規を含 む)

実地試験:分析学(定性,定量),薬品鑑定 (顕微鏡的検査を含む),製薬化 学,調剤学,衛生化学

従来通り学説と実地は分けて受験出来るが, 学説に合格した者でなければ実地試験は受け

られ無かった. 然しこの改正の最大の問題点 は受験資格の規制で「中学校もしくは修業年 限4 箇年以上の高等女学校の卒業者又は之と 同等以上の学力を有する者にして修業年限3 箇年以上の薬学校を卒業したる者 | で無けれ ば薬剤師試験は受けられ無くなった. この省 令は大正10年(1921)10月1日施行であったの で当分の間は安閑としていたが、試験期日が 切迫すると施行延期の陳情が猛烈となった. 大正8年(1919)9月17日に施行期日を延期し て大正11年(1922) 1月1日とした. これでは 僅か3か月の延期に過ぎないが、二つの例外 が認められた. 即ち, 1. 大正9年 (1920) 6 月までに学説試験を受験したことのある者は、 大正9年中に文部大臣に申請して受験資格を 登録すれば, 大正13年(1924) までは受験出 来る. 2. 大正13年 (1924) までに学説試験だ けに合格した者は、大正16年(1927)まで実 地試験を受験出来る. 更に大正10年(1921) 11月30日の省令で受験資格登録者に限り、及 第点に達した課目は課目合格証明書を貰い, 次回からは不合格課目のみ受験すればよいこ とになった.

私立岡山薬学校では大正7年(1918)10月 17日校長大塚香が逝去し布留川新三郎が校長 となった. 県下有数の政治家であり教育者で あった大塚が逝去したのでは専門学校に昇格 する道は絶えた. 最後には薬剤師試験資格登 録者に薬学教育を実施して, 大正10年(1921) 3月21日第24回卒業証書授与式を挙げ閉校式 を行なって幕を閉じた. 明治41年(1908)11 月8日第1回卒業証書授与式以来の卒業生総 数は277名であった. また最後まで教鞭をと ったのは, 布留川校長, 小土井愛太郎, 有木 杢助, 原牧三郎の4名であった.

14. 私立広島薬学校

明治27年(1894)6月広島在住の薬学者薬剤師は広島薬学会を結成して、翌年京都で開催される第三回薬物展覧会に対応することにした¹⁸⁾. 日露戦役を通して有力会員の移動転出が多く、広島薬学会も有名無実の状態となっていた。この再建を図るため広島県技手油

川音四郎を発起人総代として檄を飛ばし加盟者74名に達したので、明治35年(1902)2月22日発会式を挙げた¹⁹⁾. 10月23日「本会に衛生試験機関を設置する件」²⁰⁾を可決、委員会で案を練り、明治36年(1903)1月7日の総会で資金は会員平等の負担による株式組織の衛生試験所設立案²¹⁾を可決し広島市新川場町に新築した社屋に主任技師として山脇熊人を迎えて、広島衛生試験株式会社が業務を開始²²⁾したのは明治40年(1907)4月25日であった。

薬律改正により薬剤師養成の必要性に迫られ、広島薬学講習所をこの会社内に設置することとなり、新入生徒53名を得て明治40年(1907)5月16日広島薬学講習所の開所式を広島衛生試験株式会社仮講堂で挙行²²⁾した。この講習所は明治41年(1908)4月に私立広島薬学校と改称²³⁾し、翌42年4月第1回生が卒業した。

明治43年(1910)9月4日設立主唱者油川音四郎は一身上の都合で薬学校から手を引き、平野権之助、橋本安吉が交代²⁴⁾した。その後も生徒増加のため教室の増築等発展を続けてきたが、大正元年(1910)9月以降の経緯を詳らかになし得無い。薬剤師試験規則改正の為止む無く消滅したことは確かであろう。

岡山広島両薬学校廃止後,中国地方は薬学教育機関皆無となった.この地域に薬学教育機関の再設置は,昭和44年(1969)4月の広島岡山両大学医学部に薬学科の新設まで待たねばならなかった.

註

1) 広島県学事概況: 官報, 63号, 明治16年9月 12日.

- 2) 山陽新報, 1027号, 明治15年9月19日.
- 3) 岡山県教育史 下巻, p. 542.
- 4) 山陽新報, 1052号, 明治15年10月20日.
- 5) 薬誌, 27号, p. 209, 明治17年5月発行.
- 6) 薬誌, 61号, p. 124, 明治20年 3 月26日発行,
- 7) 小山鷹二: 薬史学雑誌, 18(2), 95 (1983).
- 8) 小山鷹二: 薬史学雑誌, 19(1), 11 (1984).
- 9) 国友保民: 薬誌, 123号, p. 496, 明治25年5月26日発行.
- 10) 官報,明治25年12月19日;薬誌,131号,p. 76,明治26年1月26日発行;紙谷友二郎:薬誌、178号,p.1257,明治29年12月26日発行.
- 11) 田中虎勝: 薬誌, 206号, p. 388, 明治32年4月26日発行.
- 12) 田中虎勝: 薬誌, 225号, p.1181, 明治33年 11月26日発行.
- 13) 田中虎勝: 薬誌, 233号, p. 715, 明治34年7月26日発行.
- 14) 山口正喬: 薬誌, 309号, p. 1344, 明治40年 11月26日発行.
- 15) 小山鷹二: 薬史学雑誌, 19(2), 54 (1984).
- 16) 江志 保: 薬誌, 245号; p.745; 同, 248号, p.1063, 明治35年8月26日及び10月26日発行.
- 17) 小山鷹二: 薬史学雜誌, 19(2), 60 (1984).
- 18) 国友保民: 薬誌, 148号, p. 578, 明治27年9月26日行発.
- 19) 鳥居厳二郎: 薬誌, 241号, p. 302, 明治35年 3月26日発行.
- 20) 鳥居厳二郎: 薬誌, 250号, p. 1270, 明治35年12月26日発行.
- 21) 松井彦三: 薬誌, 251号, , p. 88, 明治36年 1月26日発行.
- 22) 国友保民: 薬誌, 303号, p. 580, 明治40年5月26日発行.
- 23) 田部啓造: 薬誌, 314号, p. 400, 明治41年 4 月26日発行.
- 24) 岩田良忠: 薬誌, 343号, p. 17, 明治43年9 月26日発行.

田口慶成著『人参作立方尋日記』について

安 江 政 一*1

About the Travel Diary of Yoshinari Taguchi, Who Looked for the Methods of the Cultivation for *Panax ginseng* in Edo Era

Masaiti YASUE*1

(1988年2月8日受理)

1. はじめに

題記古文書『人参作立方尋日記』は岐阜県 付知町田口慶昭氏10の所蔵であって、氏は著 者田口慶成20の子孫の1人である。この日記 は弘化4年6月12日から16日までの5日間, 木曽への旅行を記したものである. 当時薬用 人参の栽培が木曽の村々で成功し、人びとの 暮しの助けになっていることを知り、これを 付知村へも導入するため、現地へ旅して調べ たときのメモである. 半紙を二ツ折にした大 福帳型7ページの短いもので、図1左半に示 すような表紙がつけてある。標題には日記と あるが、携帯して毎日つけたものではなく、 旅行を終ってから要点を摘記したもので、十 分まとめられず,メモのままの部分も多いが, この中には名古屋藩30の御用作人参の栽培に おける指導組織を示す記録があり、また長野 県西筑摩郡誌4 に記してある木曽地方への人 参栽培導入の記事ともよく一致して, 名古屋 藩における薬用人参の御用作体制を知る上で の重要な資料になるものと考えて検討した. 以下ページの順に解読して説明する.

2. 解読と説明

表紙の裏が第1ページになっている. この

部分は日記ではなく、名古屋藩の薬用人参御用作に関係ある役人の氏名と職名などがかいてある。あとから訂正したり、追記したりしてあるが、別の資料から確認することができる。このページの記載、図1右上を訂正に従ってかきおろすと次のようになる。

「薬園頭 浅井

手代 加藤小六 御薬園はケンチウ 橋本鉄次郎 寺⁵⁾ 前也. 御屋敷 は矢張御薬園御役

宅.

水谷組吉田平九郎御寄合組大クボ組松井信市大御番組

持薬御用雑用別而外はなし. 御薬園被付年三両ヅッ之由.

滝越通三通王滝より黒沢迄三里,武居庫介 迄の道法也.

但大嶋川越三ざわ越.」

この頃の薬園は養井家の世襲管理であって, 弘化4年の当主は董太郎であった。藩医浅井 氏が管理するようになってから薬園は拡充され,本草学者数人と多数の下役をつけて薬草 培養につとめるようになったという⁶. 浅井 国幹の遺著によると董太郎とその子正贇が薬

^{*1} 新潟薬科大学名誉教授



図 1 人参作立方尋日記の表紙(左)およびその第1(右上)と第2(右下)ページ

園付ではなく、薬園奉行を命ぜられていた⁷⁰. 薬園手代の加藤小六と橋本鉄次郎は董太郎の配下として人参栽培の指導と取締のため農村を廻っていた人で、田口家の文書にしばしば見らける名である。なおこの頃の薬園は建中寺前の武家屋敷の一角にあったことは、当時の地図に示されている⁸⁰.

尾張本草学の開祖ともいわれる水谷豊文も永らく薬園付であった⁹⁾. 大クボ組は大窪組であろうか. 大窪舒三郎(昌章) は濃州信州採薬記¹⁰⁾の著者であり、嘗百社¹¹⁾の有力な会員であった.

吉田平九郎¹² は豊文なきあとの嘗百社の指導的人物であり、草木図説の著者飯沼慾斉がしばしば平九郎の宅を訪ねて植物の鑑定をうけていたことが知られている¹²⁴⁾.業績としては植物印葉図5巻(東京大学中央図書館所蔵)のほか昆虫図譜が多い(国立国会図書館に若干部の所蔵がある).卵から幼虫、蛹、成虫への変態を実物大で図示するなど、現代の昆虫図譜に近い進歩を示していた.松井信市は信一郎の誤記であろう.分限帳¹³⁾には百石大番組松井信一郎と記載してあって、信市という名は見当らない.薬園付になったことから嘗百社関係の人に違いなく、伊藤圭介に師事した人¹⁴⁾と思われるが、本草学的業績とし

て残るものは少ない¹⁵⁾. 水谷豊文の養嗣子義 三郎は大番組頭 200 石とみえている.

薬園付になっても定まった薬園関係の勤務 はなく、藩命による採薬旅行に出て産物調査 を兼ねて薬用資源を探究した.この旅行にお いて旅費は藩から支給されるだけでなく、日 程は現地の役所や庄屋、問屋に予告され、必 要な人夫、案内人、休泊の準備などして調査 に協力させた.このようにして嘗百社の活動 は、薬園を通して藩費によって支えられてい たのである.

このページの終りにかいてある地名は、図4の地図と比べてみると、旅行計画のとき山越えで黒沢へ行くことを考えたためのものと思われる。実際には大廻りになるけれども、中仙道へ出で上型をはしていない。付知から隣村の加子母へ行き、白巣峠を越えると信州へ入り、滝越、王滝を経て黒沢へ行く道は知られていた。薬園手代橋本鉄次郎は加子母から滝越、王滝の順に通っている160. 木曽採薬記170によると水谷豊文は文化7年、黒沢村を出発して王滝、滝越を経て白巣峠を越えて加子母へ出た。一方、大窪舒三郎は天保7年、豊文とは逆に加子母から信州にぬけている180. このように中仙道のほかに美濃と信濃を結ぶ山道は知られていたが、豊文のいうように

「此道深山幽谷,人至ること稀なる所にて甚 難所」であった。

第2ページには「人参作り方之事」と題をつけ、各地の人びとからきいたことをまとめている。図1右下・

「人参作り方之事

- 1. 御種奥州会図種よし. 斎藤種悪し. 是は色白く腸多くなる也.
- 1. 3才にて種11,2粒なる. 4才にて掘てよし.
- 1. 花段 3 寸, 4,5 寸, 長 2 間位. 屋根 2 才迄片板¹⁹⁾, 3 才よりはわらかや屋根よし. 北を開き,南へ水落つ.高 4 尺ばかり.見 はからい. 尤 2 才にて未之分初て種上松に おいて10粒ばかりなる.豊後盛の御城下種 也.
- 1. 6月土用入前後に種取る.水に入置候得は上皮赤き分くさらかし,種ばかりにいたし,坪に入,日蔭に囲ひ置.9月土用頃迄に目ぎらせ花だんに植付る.冬は土を2寸もかけ然るべし.又わらにてもよし. 蒔方は棒に針をさし,是にて穴を突き,其穴え3,4,5粒ずつ蒔付る也.深さは8分より1寸5分位まで突く也.

(立札の中の文) 定. 此場所の内, 御人 参並諸薬草植付候間, 無用の輩一切不可入 者也. 御薬園方. 」

このページも廻村中に得た人参関係の知識を箇条書にまとめたものである。人参の種(果実)は日光、会津、豊後の三か所から産出したものが売られていた。ここにいう斎藤種とは、どこから来たものか、田口家人参文書の中ではわからない。3才で実がなったとあるが、珍しい例で、一般には4才で開花結実する。この頃の人参栽培では4年目の秋、成長のよいものを調べておいて収穫した。人参畑は細長い花壇状に作って花壇とよんでいた200。花壇3寸、4,5寸、長さ2間位とは、人参蒔付の間隔を3寸とし、一般に3列に植えたから、条間を4,5寸、横の長さは2間位との意であろう。屋根は2才迄片板、3才か

らはわらかかやがよい.北方を高くして雨水は南へ落ちるようにする.高さは4尺位見はからいできめる.未年蒔いた分が2才で,始めて上松で10粒程実がなった.これは豊後森藩の御城下産の種である.

豊後盛は森のあて字と思われる.豊後の森藩,久留島氏の居城のあった森²¹⁾は現在大分県玖珠郡玖珠町であるが,森という地名は今はない.大分県における薬用人参に関する記録は人参史にもないので,玖珠町教育委員会に問合せたが,古文書の存否についての明確な答は得られなかった.田口家人参文書においては,人参種を藩外から求めるとき日光,会津,豊後の三か所がいつも問題になっている.豊後産の人参実が,はるか中部地方にまで販売されていたのである.この種をまいて2才で実がなったというのは信じ難い.

次に種のとり方と蒔き方がのべてある。 以 前は果実のまま、取ってすぐ蒔いていた。人 参の種子は乾くと発芽しにくくなる²²⁾。この ことは古くから知られていたらしく, 人参苗 とともに送られてきた種はすべて果実のまま であった. ここでは果実を水にひたして果肉 を腐敗させて除き、種だけにして壺に入れ、 日蔭に保存して9月土用の頃、芽ぎった種子 を蒔きつけることになっている. 人参実をま とめて乾かないように土に埋め、10月掘り出 して洗えば、多くの種は発芽を開始している. 発根する部分がふくらんではっきりわかる. この現象を「めぎり」という. 芽ぎっていな い種は翌春発芽せず, さらに1年あるいは2 年後に発芽するであろう. 芽ぎりの発見によ って、翌春発芽する種を選別できるようにな った. しかも1個の果実に種子は2個含まれ るのが普通であるから, 芽ぎりの発見は人参 栽培上大きな進歩であった.

種の蒔き方は細い棒を土にさして穴をあけ、その穴へ芽ぎり種を入れて埋めた。この日記では3~5粒入れ、深さは8分から1寸5分位にしている。後に田口忠左衛門が編集し、人参実につけて名古屋藩領の東美濃山村へ配った人参耕作記²³⁾では、一つの穴に芽ぎり種1粒、深さ8分としている。芽ぎり種であれ

ば1粒でよいはずであり、秋に蒔くのであれば埋める深さも8分と浅くするのが当然である.数粒ずつ蒔いて覆土を8分から1寸5分と深くしたのは、芽ぎり発見以前の古い方法というべきである.

ここに蒔いた人参は藩の御用作であるから、 農民の預り物である.手代が廻村する任務の うち栽培法の指導とともに人参の本数の調査 と監視があった.収穫が近づくと堀上げ製薬 に適するまでに成長した根数を調べた²⁴⁾.こ の頃になると盗まれることもあった²⁵⁾が、そ れは農家の損失であるだけでなく、藩の収入 にも差支える.薬園役所の立札をして、藩の 権威をかりて盗難を防ごうとしていた.

「1. 堀は9月, 尤6月土用より末はいつに てもよい.

- 1. 人参葉取は秋日岸.
- 1. 公儀より尾州え人参7本,享保20卯と
- し. 別段山村26)様え被下候は延享2丑年也.
- 1. 木曽流行は天保丑とし武居初て見出す.
- 1. 実は水に3日程置,能肉を取る事.
- 1. 蒔付のとしより来春日岸迄屋根なし. (花壇略図)

生種にて二万粒

1. 1升1万7,8粒あり,内2,3千粒目切らず.|

上記解読文が第3ページ (図2左上) に相

当する. 廻村によって得た種々の見聞の箇条書である. 人参根の収穫は9月が適期であるが,6月土用以後ならいつでもよい. 葉の採集は秋彼岸頃がよい. 人参の根が高貴薬とされ,しかも不足していたので葉も珍重され,乾燥葉を粉末にして散剤として用いていた.

享保20年、公儀から名古屋藩へ人参を贈っ たことは徳川宗春年譜にみえ、「秋、下屋敷 薬園に朝鮮人参、甲州甘草を江戸よりらけ、 栽えしむ (²⁷⁾ とある、木曽の代官山村に、別 段に人参が与えられたという延享2年は、享 保20年を去ること約10年で、吉宗はまだ大御 所として健在であった.彼は佐渡奉行に人参 苗4本を渡してその国産の端緒をつかんだ28) ことを思い出し、木曽の森林地帯を人参の商 地と考えて土着の代官山村に与えたとも考え られるが、延享2年と弘化4年の間には100 年のへだたりがあるから、伝説化した物語と の観がある. なお名古屋における人参の試験 的栽培については儒学者,書物奉行の松平君 山は自宅の植物園において、1花塘規模の試 作に成功し、生薬の調製も行っていた²⁹⁾。

木曽地方に人参栽培のひろまったのは、天 保12丑年、武居が始めて成功してからであろ う.

次に果実から種子を分けることがかいてあるが,3日間位水につけるだけで,果肉が完全に除かれるとは考えられない。完熟果実は



図 2 人参作立方尋日記の第3~6ページ

まとめて、乾かないよう土に埋め、10月掘り出して洗えばよいのであった。

次に示してある花壇の略図は幅3尺,長さ2尺4寸とし,人参は3列に植えるようにして,列の間も3寸にしてある.数字に何か記憶違いがあるように思われる.

人参実の体積(升目)と果実数の関係は、1 升およそ2 万粒 である(『一件綴』)、1 升 1 万 7 、8 粒は干が脱落したもので、正しくは1 万 7 、8 千粒であろう。このうち 2 、3 千粒 対は芽ぎらないのである。

第4ページ、図2右上は余白をとったメモ である。

「1升6,7両と申事. 近頃.

(余白)

1. 荻原庄屋 北開き, 東開き, 南同断, 西は山高き.

(余白)

須原

1. 吉田や良右衛門 上生付人参 支配 同 医師

松原與一

長の村庄屋助左衛門 下

 こんや藤十郎壱升頼・代等・ (余白)

このページではまとまりのないメモが三つ に分けられ、その間に広い余白がとってある. あとから調べて補うつもりとも推測できる. 最初の人参実の値段が6、7両というのは、 近頃このように上ったというのであろうか. 『一件綴』の弘化4年留によると,この頃知 人に頼みこんで特別のはからいで買っても木 曽では1升5両2分位になって高すぎるから、 薬園で世話するよう願書を出していた. 北東 南開き, 西に山高きは荻原庄屋からきいた人 参畑に適する山峡の地形をのべたのであろう. 須原村,長野村の問屋,医師,庄屋の氏名を かいたのに、こうや藤十郎に人参実1升頼ん だらしいことだけかいてある. 中仙道の宿場 へは人参実販売人はよく来たらしく、ここか らの紹介で付知まで足をのばした例が, 田口

家文書の中にみられる.

「試之為木曽裁許人4人³⁰ 並長野村藤十郎よ り貰ひ候分共50本。

松四郎分.

- 1. 貰ひ候分大中六本, 当才41本共未6月 21日23日迄に所々之花だんえ植付試置申候. 工屋人参目くち2本.
- 1. 此生目正ミ3 欠. |

第5ページ(図2左下)は上記全文を右につめてかいて、大部分を余白として残している。旅行中人参苗を各地でもらいうけ、持帰って各所の花壇に植付たのである。人参は特殊な性質をもつ植物で、そのため栽培は困難であったが、寒気にはよく耐えることがわかっていた。ここでの取扱いをみると、移植も容易であったことがわかる。所々の花壇に分けて植えたのは地味のほか、日光の当り具合などの適否による場所を調べるためであろう。

第6ページ(図2右下)になって始めて旅行目的,訪問先と用件などの記載ができてくるが、帰宅後のまとめである.

「右は木曽奥々迄調方から土色, 花だん作り 方, 日覆並に土制法手当方初メ養法之始末 見分の為, 6月12日出立31), 野尻宿古屋久 右衛門泊り、13日掛け橋の渡し舟三尾通り 小嶋の渡し越し、黒沢武居庫介泊り、14日 庫介作り分並に武居若挾正人参披見. 尤庫 介案内,いずれも数万本植付にて驚入候. ワカサノ正にて菓子並本膳等にて昼頂載. 次に同人案内にて黒沢庄屋原伝兵衛方披見 之処, 是は8才以上の人参1花だん有之. 目をさまし候. 尤2才は不少有之. 彼是い たし候内に伝兵衛忰うぐい百匹ばかりあみ にて取,大いに驚入候処,直に塩焼酒相膳 載き、夫より庫介に分かれ福島へ出、本一 屋清郎に止宿,15日荻原庄屋飯嶋清兵衛32) え立寄一覧いたし候処, 黒沢両家程は無之 候共何分出精に相見, 又々清兵衛案内いた し呉伝四郎え出かけにて立町茶屋にて清兵 衛酒ひとつ取賄ひ呉,載き直に林伝四郎33)

え同道,酒肴載き,夫より長野村紺屋藤十郎え立寄見分,野尻古屋にて止宿. 16日馬 篭宿え廻り帰宅之事.

このページの記事は野尻古屋までであるが, 区切のよい次のページ,図3の2行目まで続けた.この旅行の回顧で白巣峠の難所をさけたことがわかる.旅行目的の人参作立上特に注目すべき点は、8才以上の人参の存在と、1人で数万本も育てているその栽培意欲である.人参花壇の大きさは普通長さ2間で3列に植え、距離間隔を3寸とすれば、1花壇1,000~1,500本になるから、1人数万本になるためには20~30花壇に繁茂していたことに



図 3 人参作立方尋日記第7ページ

なる.この旅行は弘化4年で、人参専売開始から4年目に当り、収穫を始める年である.8才以上の人参が多数あるということは、藩の公式栽培開始より数年早く、農民たちが人参を蒔付ていたことになる.このようなことから「別段に山村様へ人参が与えられた」という伝説が生じたのであろう.『一件綴』の最初に「人参御停止触は弘化4年未地方御触留に有之」とあるように、名古屋藩では民間にすでに始まっていた人参栽培を禁止して御用作にしたのであるが、このとき木曽での栽培の草木図説、草部のニンジンの説明の中にも、名古屋藩の人参専売の開始より、木曽の人参栽培の早いことを示す記載340がある.

このページに紺や藤十郎をたずねたことが記され、第5ページの工屋産人参は紺屋藤十郎方の人参であって、工屋は紺屋のあて字であることがわかる.

「但. 右庫介伝兵衛清兵衛伝四郎藤十郎方共 に人参4才始め当才迄取込二,三十本もね



図 4 木曽と裏木曽 (美濃三ケ村) の地図

たり出し持参・追而右之者え厚謝可申筈之 事に相願貰ひ候・

- 1. **15**日浦嶋太郎の名所え立寄. 寝覚そは くう.
- 1. 13日須原くらもと林伝四郎え立寄寛々 相咄し、伝四郎案内にて同人上御薬園拝見、 並に旁植付分共篤と披見.

ここまで日付順であったのに、突然13日、すなわち旅立ってから第2日目の最初の訪問 先が荻原村倉本の林伝四郎であった。ゆるゆる話しあい、彼の家の上方にある藩の薬園とともに彼の植付分を見学していた。林伝四郎は人参作で藩から表賞³³⁾をうけた人であったから、筆者(忠作)もこの人に会うことを重視して、まず最初に用件をすませ、旅行の最後に荻原村庄屋飯嶋清兵衛の案内でもう一度立寄っていたのである。

この日記と題する文書の最後の2ページが 旅行の総括である。以上見てきたように内容 は日記ではなく、旅行の回想記であった。思 いつくままかいた後、あまり推敲もしてない ようである。

3. む す び

この文書は弘化4年6月12日から同月16日までの5日間,中仙道沿いの村々における人参栽培の実状を見学したときのメモ帳である.

田口家ではこの視察より先に,天保年中すでに勢州白子から浅井宗伯を称する人を招いて人参栽培の実地指導をうけていた350.この浅井宗伯は長崎通辞の二男であったという。実地の伝授料は金拾両で,まず2両払って蒔付から生茂まで指導し,生茂を見届けてから後金を払って堀上げ製法まで伝授するもので,生茂が思わしくなければ,後金は払わなくてもよいという良心的な契約であった.田口家ではすでにこの伝習をうけて,その記録を作っていたから,この尋日記の旅行において得た新知識は多くはなかったと思われる.そのことがこの尋日記をメモ帳のまま放置した理由と思われる.それでも記事の多くは確実な事実のありのままを書きとめたもので,他の

資料によって証明することができた. その中で特に注目すべきは名古屋藩の人参御用作の体制を記録していることと, 木曽における民間の人参栽培が, 藩の公営より早い開始を示すことの2点である.

農村における専売の受入体制は、別のいくつかの田口家人参文書で判明するところであるが、庄屋と他に1人の人参経験者が人参栽培裁許役となり、その下に3、4人の人参方世話人367が指名されていた。そして村民個々にはそれぞれの力に応じて人参実を配分して管理の行届くようにした。このようにして学者の研究成果を全村民に普及させ、予定通り4か年で収穫をあげるという成功を収めた。このためには藩の専売に先立って、農民による人参栽培の研究が始まっていたという事実があった。

謝辞

本研究において古文書の解読と解釈に当っては瀬戸市文化財保護審議委員村田秀雄先生の御教示を得た。この日記およびその他多数の未公開古文書類の所有者田口慶昭氏はそれらのコピーによる研究の機会を与えられた。名古屋市蓬左文庫では貴重な蔵書類並びに名古屋市連関係資料を閲覧し、同文庫蟹江和子女史には有益な御助言を賜った。また上松町教育委員会委員長山下生六氏には同町荻原、倉本地区の御案内御説明を賜った。以上に対して厚く御礼申し上げる。

引用文献と注

1) 田口慶昭氏の家柄は江戸時代の付知村の庄屋であった.文政の頃の当主田口慶郷は農業用水のトンネル工事を組織し、資金を集めて工事を完遂し、負債の完済にこぎつけ、大工事による村起こしに成功した.「慶郷翁頌徳碑」の建立によってその功績がたたえられている. 弘化年間の薬用人参栽培においても中心的役割を果たしているが、これについては付知町ではほとんど知られていない. それは田口家に残る多量の古文書のうち、人参関係だけ何故か明治に入って同家から流出して田口慶郷・慶成編『尾州御薬園人参栽培一件綴』

- (以下『一件綴』と略記する) および『人参 繁茂数改帳』の二点として杏雨書屋に所蔵され、付知では知られなかったためであろう。 用水工事については付知町史にくわしいが、薬用人参については通史には記載が全くなく 資料編には単に人参関係の公儀触書の写が2 点あるにすぎないが、田口家にはなお多くの 人参関係文書が保存されている。本論考でと りあげた日記もその一つである。
- 2) 田口慶成は慶郷の子で、嘉永3年12月18日付で庄屋被仰付(『一件綴』)となっている。庄屋になると代々忠左衛門を襲名した。慶郷の通称は四郎三郎、慶成は忠作であった。田口家所蔵の多くの書簡類にはこの通称が宛名になっているが、公文書にはすべて忠左衛門が用いられ、印は慶郷、慶成であった。
- 3) 徳川御三家の筆頭といわれた名古屋城主の徳 川家は一般に尾張藩主、尾州侯などとよばれ たが、この呼称は領地が尾張1国であるかの ような誤解を与える. 実際の領地は尾張1国 のほか、愛知県に属する三河は西加茂郡の20 か村のみであるが,美濃国へのびる濃尾平野 の主要部分と、大垣10万石のほか苗木、岩村、 郡上八幡などの小藩があったが、多くは山間 の生産性の低い土地であって, 川下の水田の 多い土地は徳川家に属していた. さらに信州 木曽の森林地帯も含まれ, 関ケ原を越えて近 江蒲生郡7か村にまで領地がのびていた. 生 産性の高い土地を5か国にまたがって領有す る豊かな大藩であった. 一般に藩名は居城の ある土地の名をとり,名古屋藩という呼称も 以前からあって, 例えば今村の人参史に用い られている. そしていま問題にしている薬用 人参は、徳川家によるその領地内の信州木曽 と美濃3か村における事業であるから、尾張 藩ではなく、名古屋藩なる名称を用いること にした.
- 4) 長野県西筑摩郡役所編集兼発行,西筑摩郡誌, 471,大正5年(1916);昭和48年復刻,東京,明治文献(1973).本書の木曽編年史の中に 黒沢,荻原の二村における名古屋藩の薬園の 開設と人参栽培の開始など,重要ではあるが, 断片的な記載が含まれている。
- 5) 建中寺は名古屋藩徳川家の菩提寺である. 初 代義直だけ定光寺に祀られている.
- 6) 尾張名所図絵付録, 第1巻, 73, 若山善三郎

- 編,名古屋温故会(1900).本件は人参史, 第4巻,268に転載してあるが,出典不明.
- 7) 浅井国幹遺著: 浅井氏家譜大成・古医方小史,56,65,東京,医聖社(1980).
- 8) 名古屋市役所編集兼発行:名古屋市史,付図, 7,尾府全図,東山口の3,名古屋,大正5 年(1916).
- 9) 吉川芳秋: 尾張郷土文化医科学史攷,158-160, 水谷豊文略年譜, 同史攷刊行会(1955).
- 10) 随筆百花苑,第4巻,343-383,濃州信州採薬記.これは文学作品としてではなく,休泊の覚に三食の献立が克明に記され,宿や庄屋の出した膳,木銭米代まで細かくかいてあるので,当時の生活を知るのに役立つとして収載した旨,解題にのべてある.
- 11) 嘗百社は小野蘭山の門人水谷豊文が19世紀初 頭に結成した本草学者の研究会で、公開展示 会を薬品会、本草会、博覧会などの名で催し、 尾張本草学の発展の基礎となった。
- 12) 前出注9の書, 191-214, 日本昆虫学の大先達尾張本草家雀巣庵吉田平九郎, a, 193; 小西正泰, 江戸の博物図館, 19, アニマ, 1986年11月号, 58.
- 13) 尾張分限帳, 146/53 (天保・弘化・嘉永期), 名古屋市蓬左文庫所蔵.
- 14) 前出注9の書,126,「尾張本草家の大勢の図示」の中で,伊藤圭介の門下として示してある.
- 15) 杏雨書屋蔵書目録に松井吉享(信一郎), 自筆稿本, 物品識名後拾遺草部一巻がみえるが, 国会図書館本草関係図書目録, 岩瀬文庫図書 目録には見当たらない。
- 16) 『一件綴』, 弘化4年9月留.
- 17) 名古屋市教育委員会編:名古屋叢書,第13巻, 246-282,木曽採薬記,273,名古屋市(1963).
- 18) 前出注10, 随筆百花苑, 第4巻, 358, 廻村 の覚.
- 19) 片板は材木から板を製するとき、材の両外側にできる半面に樹皮のつく板で、一般に燃料にした。
- 20) 人参植場を花壇とよぶわけを明確にのべた文献は見当たらないが、次のような理由が考えられる. 人参の国産の第一歩は佐渡奉行たちが、果実を石台に蒔いて6か月程も役所の屋内において管理して、初めて大量の発芽に成功したことに始まる. この苗を役所中庭の花

壇に移植して育てた、今村鞆の人参史、第4巻、253に記してある佐渡奉行所内薬園の実態はこの役所構内の花壇のことで、とても幕府の薬園などといえる規模のものではない。享保20年、将軍吉宗の信用のあつかった佐渡奉行萩原源左衛門の申請によって「公儀薬園」の呼称をうけ、地役人2人を人参栽培を成功に導いた努力によって表彰した。人参国産成功にわきたった頃の一挿話である。以後奉行所の花壇は人参でみたされていたが延享元年(1744)以降の状況はよくわからない。薬史学雑誌、17、1(1982)、18、1(1983)参照。人参苗を最初に多数植えた場所が花壇であり、以後人参植場を花壇状に作って花壇とよぶようになったと思われる。

- 21) 日本歴史総覧, 第V巻, 123, 東京, 新日本 人物往来社 (1984).
- 22) 種が乾くと発芽しなくなるものは漿果に多く みられ、熱帯果実マンゴー、リウガン、レイ シなどあり、国内産でも柿の種子は乾くと発 芽しなくなる。イチョウも落ちた果実をすぐ 蒔けば全部発芽するが、八百屋に売られてい るギンナンの発芽率は悪い。
- 23) 田口忠左衛門編: 人参耕作記. 岐阜県東白川村五加,纐纈泰郎氏所蔵. 『一件綴』の中に同文の耕作記があって,嘉永4年2月,庄屋田口忠左衛門(忠作)はこれを判摺にして藩内美濃地山村に配付する許可願を太田代官所へ提出している.
- 24) 杏雨書屋所蔵、人参繁茂数改帳はこのような調査表の一つである。この改帳の中の人名と、その人が蒔いた人参実の数とが、一件綴の中の弘化4年の蒔付表に一致する。それ故この改帳は弘化4年に蒔いた人参実から生じた人参の、4年後の成績表であって、各人のものを大中小に分けて、それぞれの本数が記してある。この年は収穫の年に当たっているから、薬園では掘上げ製薬可能な人参の根数を調べ、奨励のため現金で買上げることにしてあった。このため同年7月、田口忠左衛門はその前金として金百両を薬園から借用する願書を出していた。『一件綴』
- 25) 『一件綴』によると、嘉永5年付知村および 隣接する苗木藩領越原村にわたって収穫直前 の人参が、大量に盗まれた。
- 26) 前出注17, 名古屋叢書, 続編, 第17巻, 松平

- 君山編,士林沂洄,83. 山村氏は大江匡房を祖とする名門で,迂余曲折を経て木曽に永く居住し,江戸時代に入ると代々名古屋藩の木曽代官をつとめることになった。
- 27) 尾崎久弥: 徳川宗春年譜, 18, 名古屋, 名古屋市文化財調香保存委員会 (1957).
- 28) 安江政一: 薬史学雑誌, 17, 1 (1957).
- 29) 市橋 鐸: 松平君山考, 21, 名古屋市教育委員会(1977).
- 30) この4人は黒沢村庄屋原伝兵衛,同村武居庫介,荻原村庄屋飯嶋清兵衛,同村林伝四郎の4人であって、藩の人参栽培専売について薬園と村民の間をとりもっていた。職名は人参栽培裁許役、御締改役、御薬園御用掛などがあり、この下にさらに人参方世話人が数人指名されていた。
- 31) 表紙記載の6月13日と1日違っているが、日程の続き具合からみて、表紙のほうが誤記であろう。
- 32) 萩原村庄屋飯嶋清兵衛は世事に明るい人物であったらしく、一件綴の中には田口忠左衛門の問合せに対して答えた長文の書簡がある。人参製法のこと、人参相場変動のこと、信州中仙道沿いの各藩領どこでも人参大繁茂のこと、相場の下落は生産過剰のためであるとの見解を示している。また彼は旭松亭なる俳号をもち、伊奈越紀行「霧の山」なる作品を残している(鈴鹿市神戸 5-16-25、飯嶋美治発行)。
- 33) 前出注4, 西筑摩郡誌, 木曽編年史, 473, 「嘉永2年, 尾藩荻原村倉本林伝四郎が人参 栽培製作の功を賞す.」
- 34) 飯沼慾斎: 牧野富太郎増訂,草木図説,第 1巻,318,ニンジン. 原著草部第4巻,第 45図の説明の中に,次のようにのべてある. 雀巣庵吉田氏云,「木曽園中=種テ25年ニ及 ブモノアリ根多岐ヲナシ其量20銭ニ余リ,毎 年結実200ヲ得. 又云植殖ノ多キ,往々根鞭 様土参ノ如キアレドモ,味彼ノ苦キカ如クナ ラズ」. 本書の刊行は安政3年(1856)である が,引をかいたのは嘉永6年(1853)である から,このときから25年前は天保元年頃にな る. したがって名古屋藩の人参栽培の専売開 始より,木曽での民間の栽培開始が10年以上 も早かったことになる.
- 35) 田口慶昭氏所蔵,田口家人参文書,天保期留.

36) 『一件綴』, 弘化4年留.注30,木曽の人参栽培裁許人4人の名の下に荻原村禎蔵,新吉,銀蔵の3人,同村倉本部落の弥作,諏訪次,次郎右衛門,源七の4人の名が,人参方世話人としてかいてある.

Summary

The farmers in the villages along Nakasendo route sceeded in the cultivation of *Panax ginseng* around Tempo and Koka period (1840-1850). These villages were located in Kiso forest zone and belonged to Nagoya (Owari) feudal domain. This success improved the livings for the peasants. Y. Taguchi, the leader of the village Tsukechi, saw this success and wished to introduce this cultivation in his area which was called as Urakiso, since it located at opposite site of Kiso across the Mt. Ontake. Therefore, he visited there and recorded the methods for cultivating *Panax ginseng*,

such as making planting bed, sunshade, collecting seeds, raising seeds and taking care for young herbs. In addition, he also wrote the monopoly organization there. The top leader was Totaro Azai and two clerks, Koroku Kato and Tetsujiro Hashimoto, and two herbalists, Heikuro Yoshida and Shin'ichiro Matsui, were cooperating with him in teaching the cultivation and controlling the monopoly. T. Azai was a supervisor of the doctors in the clan and H. Yoshida was well-known as the author of the illustration of insects in Edo Era. Besides these people, two clerks including the village headman were authorized to permit the cultivation and a few assistants were nominated for perfecting the monopoly system in the villages. In such way, they were able to achieve the success in yielding Panax ginseng just after starting the governmental monopoly.

肥後村井家の叢桂園*1

近 田 **華** 利*2

Sōkei-en, a Country Place of Medical Doctor Murais, Higo*1

Toshiyuki HAMADA*2

(1988年4月12日受理)

叢桂園は別名を石田別業と称し、肥後細川 藩の藩医村井家の別荘であった。しかし現在 は創設者村井家の手を離れて熊本市の所有と なり、市当局では本園を補修、整備したうえ で、歴史公園として一般に公開するよう工事 がすすめられている。そこで肥後の医薬史に 係わる一側面として、叢桂園について調査し たので記録しておく。

1. 村 井 家

村井家 $^{1-30}$ が熊本の地に医業をおこしたのは、初代知安のときである。その祖については、『諸家先祖附』 40 に次のようにある。

先祖菊池家嫡流にて,二十五代菊池武包に至,屋形断絶,肥前国に出奔仕,其後播州林田村に蟄居,子両人ござ候,長男菊池武平儀,戦死仕候,二男林田村にて出生仕候故,林田左京亮と申候,大永元年御国へ罷帰,託麻郡木部村にて,二千石余を領地仕,家人多育置申候,木部一村は,家来筋の者にて,其比木部殿と称申候,左京亮子出雲儀,天文年中より牢人にて,同木部村に住居仕候処,慶長十一年五月,洪水にて村中及難儀,大塘に小屋掛仕凌居候節,加藤清正様,郡中御巡覧有之,洪水の難無之所見

立,住居替候様との事に付,翌年所替仕候, 上木部村新屋敷と申伝,村井知安御城下へ 引出候節迄,住居仕候,出雲儀は,加藤主 計様叔母聟,田寺久太夫聟にてござ候,嫡 子林田忠兵衛,其子藤五右衛門,其子十右 衛門,其子知安にて候,知安医業仕,古町 新々鍜治町へ居住仕候,妻方の氏村井に相 改申候.

知安は諱が能敦⁵,字が知安,容膝軒と号した.村井家の初代である.知安は能次の6世の孫にあたり,長松見栢の養子となって,その一族の姓をついだ.肥後の原田宗意に医術を学び,のちに熊本に出て,古町新鍛冶屋町に居を定めて医業をひらいた.知安の長男が見朴である.

見朴(1702~1760)は第2代で、名が朴、 諱は見朴、字は醇民、復陽洞真人と号した。 幼より頴悟、やや長じて群書を読み、天文、 算数、律暦等皆通ぜざるなしといわれ、儒医 をもって細川藩に仕えた。天文年間(1736~ 1741)に私塾復陽洞をひらき、多くの医学生 を養成した。また第8代藩主重賢の宝暦8年 (1756)に、藩の医学校再春館の創立と運営 に尽力し、その師役となった。見朴の長男が 琴山である。

^{*1} 日本薬学会 108年会 (1988年4月, 広島) にて発表。

^{*2} 能本工業大学 Kumamoto Institute of Technology. Ikeda 4-22-1, Kumamoto 860.

琴山(1733~1815)は第3代で、名は杶、字は大年、号は椿寿および琴山である。京都に出て吉益東洞に学び、再春館医業吟味副役を勤め、侍医となった。著書が多く『医道二千年眼目編』、『和方一万方』などがある。叢桂園は琴山のときに着工した。琴山の長男が蕉雪である。

蕉雪(1769~1841)は第4代である。名は 炬,字は士陽,冠吾と称し,蕉雪,玉蟾と号 した。藩医となり,再春館医学監となった。 叢柱園は蕉雪のとき完成した。

第5代は蕉雪の弟で玄斎(号は白陽),第6代は玄斎の子で同雲(号は翆溪),第7代はその弟で雲台(号は琴浦),第8代は雲台の子で同吉,ここまで医業をついでいた。

2. 村井蕉雪

蕉雪⁴⁰ は明和6年12月15日に琴山の長男として生まれた. 『肥後藩画人名録』⁴⁰ には,

為人卓落,不屑世事,豪爽不抱小節,治療不撰貴賤,亦不適意,則雖貴招不行矣,居常玩琴書,入梅琴亭,撫古書画,煮茶挿花,明窓浄几,興来揮灑,書画以為娛,尤善山水四君子,発墨有古風,毎愛西郊別莊之幽閑,日遊干其泉石,吟哦逍遙,後遂与其妻婢,隱居於此,号石田別業,又称叢桂園.

とある. また池辺謙が撰した墓誌には,

城西万日丘上,望之有石高四尺者,是吾友村井君墓也,君姓村井,名烜,字士陽,一字冠吾,号蕉雪,又号玉蟾,晚年有天大三鳳之号,藩良医琴山村井先生之長子也,村井氏世系,詳干君顕祖考復陽先生碑,故略焉,君天資磊落,風韻高邁,出于人表,講業之余,好詩画,其酒後揮毫也,劇談高笑,傍若無人,而一坐賞歎其墨妙,君悪時流之医風,不敢数権貴之門,然克継父業也,寛政八年丙辰,賜拝謁,享和二年壬戌,奉命診瑤台夫人病,有絹及器物賜,文化九年壬申,奉命診日田鎮台三河氏病,十一年甲戌,琴山先生致仕,君賜廩米七十石,為外班医,文政三年庚申,諦了公老,好古書画,君上

所蔵之数幅,公悦賜八丈絹,八年乙酉,為 再春館医学監,十一年戊子辞職,天保二年 辛卯,奉命診長崎鎮台高本氏病,君以明和 六年己丑十二月望生,天保十二年辛丑十二 月五日,卒於石田別業,享年七十三,臨終 神色不変,正坐自若云,凡応隣国之招,診 病者三十,医生受業于門者三百余人,晚年 琉球医昌績者,亦遠致書列門下云,君娶武 藤氏,無子,養弟玄斎為嗣,嫡孫同雲,小 祥前来請日,祖父也,子之旧識,敢煩墓誌, 予聞之,感泣日,予辱交数十年,以文之拙, 可固辞子之請也,乃銘曽所概見以授之,銘 日,

万日之丘,神之所休,後喬松秀,前大海流, 其宅安固,□□春秋.

とある.

蕉雪は西郊の別荘の幽閑を常に愛でて、日 頃から其の泉石に遊び、後年に至ってはつい に妻や婢とここに隠居し、ここを石田別業と 呼んでいた、即ち養桂園である。

3. 叢桂園の所在と自然環境

細川藩時代の熊本の町は、熊本城をとり囲むようにして、立田山、本妙寺山、三淵山⁶、大木山⁶、大膳山⁶などがあり、城下近くまで森林が鬱蒼と茂っていた。その間に場所を選んでいろいろのお茶屋や名園があり、『熊本市史』⁷⁴では次のように述べている。

斯ういふ林巒谿岳の間に、滾々として湧出する清泉などがあって、藩侯その他、大身の人たちの「御茶屋」一即ち別荘一などがその間に散点して居た。例へば綱利公の「八ッ橋の御茶屋」、「御手水の御茶屋」、「岩下の御茶屋」、「八景水谷の御茶屋」或は長岡内膳忠重の「千原の御茶屋」一のち瑞巌寺一及び続家の「釣耕園」など即ちそれで、後年になって更に村井家の「叢桂園」などの名園もそれ等の地方に設けられた。「釣耕園」の附近には「御茶」の水として有名な「長命水」があり、これを飲む人は必ず長命するといふ。その「長命水」の湧

く台地の上段に宝暦前後の頃,肥後藩政に参与し,藩学の「時習館」の総教ともなられた米田松洞―米著先生―の「四時園」があり,後明治初年の頃から,それが兼坂止水翁によって数多の梅樹を植ゑられて「百梅園」と称せられ,今なほ観梅の名所となって居る.

業桂園のある所は、当時は島崎村であったが、現在は熊本市島崎5丁目7-2である。庭園の水は隣接する釣耕園を流れて来る紙屋川の水をひいてある。紙屋川は釣耕園のすぐ上手で湧出する清水であり、現在も地元では生活用水として利用されている。

4. 叢柱園の紹介と能本市指定文化財

叢桂園を紹介する記事は、『島崎町史跡調査』⁸¹、『熊本市史』、『熊本市の文化財』⁹¹、『熊本文学散歩』¹⁰¹、『くまもと史跡散歩』¹¹¹、『熊本の文化遺跡』¹²¹、『熊本を歩く』¹³¹ などにみられる、『島崎町史跡調査』では、

叢柱園は百梅園の西近く三軒屋にある. 村井氏の別荘で又別に石田別業とも云ふ. 能本に於ける最も有名なる庭園の一つであ って、約百五六十年前藩医碩学の村井琴山 先生(井大年)の作られしもの、庭中の木 石雅趣に富み、殊に屋前の小川は揚子江に 池は洞庭湖に擬へ石に詩文を刻せる等概し て支那趣味を豊に取り入れたる, 多く他に 類を見ぬ処である. 琴山の子蕉雪先生に到 りて特に此の別業を愛せられ, 先生は遂に 晩年は此処に妻婢と共に全く移り住まれて ゐる, 頼山陽先生が此処に訪れたのも此の 頃であり、尚ほ諸国の学者を始め支那の学 者等肥後に来らば此処に村井氏を訪ふてゐ たといふ. 全く俗塵を外にせる別世界であ る.

と記している。『熊本市史』⁷⁶⁾では、昭和初期の写真をあげ、

続氏の「釣耕園」に隣接した名園で、幽

寂な林泉の風致,今なほ当年の面影を存して居る.建物も昔のままで,総て支那風の文人趣味を凝らしてある.頼山陽が百日紅の植栽に手伝ったと伝へられるほど,庭には該樹が多い.この園を詠じた旧藩時代の作物は,諸家の詩文集に多く見受けられ,一々挙げるに遑がない程である.

とある.また『熊本市の文化財』には、

細川綱利が設営して続家に与えた「釣耕 園」の下手にあるのが、この叢桂園である. ここは藩の医学校再春館の師役村井家の別 荘で見朴の子椿寿 (琴山) が作庭したと伝 えられている。 庭には釣耕園の水を引いて 曲水をつくり、その下手には中国の洞庭湖 に模した池を設けた. 簡素な茶室はその北 にあり、西側の小窓を開けば荒尾山がその 枠内に入って、一幅の絵となるつくりであ った. 園の入口の石には「来者不拒 去者 不逐 | の文字が刻まれ、曲水の南は百日紅 と楓の林で樹下は緑の毛氈を敷いたような 苔庭となり、石の碁盤や腰掛も配されてい る. かつて頼山陽が訪れたとき、椿寿は庭 の造成中で, 山陽は百日紅の植替や庭石の 配置を終日手伝わされたと伝えられている.

と説明されている. この山陽との話は『柏木 氏筆記』¹⁴⁾で,

頼山陽西遊して熊本に到りし時村井椿寿 を訪ふ,椿寿曰く市居紛雜寛語する能わず, 明日別業雙桂園に会せむ,山陽欣然として 雙桂園に到れば主人既に来り庭石を安置し 居れり,山陽に謂らく暫時の間助勢を乞ふ と,遂に終日傭夫の労を課したり。

とあることによるが、このときの主人は琴山 (椿寿) ではなくて蕉雪であった 15 .

頼山陽と村井蕉雪との交友は『熊本文学散 歩』に詳しい。以下これを引く.

島崎の叢桂園に、頼山陽が訪ねて来たの

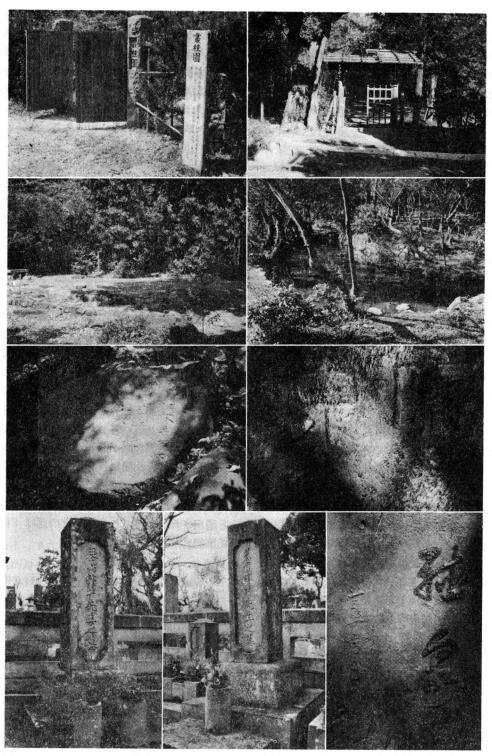


写真 左3枚,上から: 叢桂園通用門,茶室の敷地,庭の入口の自然石.右3枚,上から:正門,洞庭湖を模した池,臨泉の石.最下段,左から:村井琴山の墓,村井蕉雪の墓,聴泉の石.

は、文政元年(1818)初秋の風がようやく 吹き初めた頃であった。蕉雪はちょうど庭 に出て、百日紅の木を植えなおしていたが はじめておとずれて来たばかりの客人山陽 に、無遠慮に「頼先生、ひとつお手伝い下 さらぬか」

「よろしい、お伝いしましょう」 百日紅を中心に、2人は10年の知己のよう に親しく打解けていた。

園のあるじ村井蕉雪は父祖伝来の藩医で、 父の琴山、祖父の見朴にも劣らない名医で あるばかりでなく、詩文の才も高く、書画 の技にも秀れていた。性格もからりと開け っ放しの太っ腹な彼の別荘には、いわゆる 当時の文人墨客が絶えず出入していたので ある。

山陽はその年の3月初旬,九州遊歴の途につき,北九州をへて長崎に遊び,茂木から島原へ辿り,そこから舟で有明海を渡り小島に上陸し,熊本城下へやって来た。まず訪ずれたのは,彼の父春水とかねて仲のよかった時習館教授辛島塩井の家であった。塩井の世話で,山陽は新町の松屋という宿に泊っているが,一代の文豪山陽も熊本ではさほど歓迎されなかったらしく,わずか4~5日であわただしく薩摩への旅におもむいている。

それでもこの短かい数日間に, 蕉雪を訪ね胸襟をひらいて歓談時をうつすことが出来たことは, 山陽にとって楽しい思い出であったろう. (後略)

業桂園は大正年間以降,昭和27年まで国の 仮指定史蹟,名勝であった.現在は熊本市の 文化財であり,昭和60年8月22日に指定され た.指定の理由¹⁶⁾は次のとおりである.

代々学者の家として知られる村井家の別 荘として造られたもので、島崎の四名園 (叢桂園、釣耕園、四時園=百梅園、八橋 の御茶屋)の一つとして名高い。

文政元年(1818)頼山陽来熊の際,ここに村井椿寿を訪ね,百日紅の植栽などを手

伝ったといわれる. 揚子江の洞庭湖を形どった泉水, 漢詩を刻んだ石等があり, 今な お当時の面影を残している.

大正年間以降,昭和27年まで国の仮指定 史蹟,名勝であった。

5. 叢桂園に関する詩文

『熊本市史』に「この 園を 詠じた 旧藩時代 の作物は、諸家の詩文集に多く見受けられ、

- ー々挙げるに遑がない程である」とあるが、 2~3の例をあげる。
- 〇辛島塩井4d,17)

春日野遊,過叢桂園,琴山翁適至欣然見邀, 次蟠年前日見贈之韻

日暖風和病起新 題詩況復報芳辰 已占朝霽漸乗暇 久為余寒欲負春 社樹花開舞雩地 漁磯水漲浣紗津 相携遂到琴山隠 看竹却忻有主人

〇米田松洞4e,18)

叢桂園集并序

嚮井大年営別莊, 莊在琴山, 多桂樹, 園因命焉, 茂松清泉, 亦可以玩, 鳥之与魚, 来集其間, 日狎月親, 不亦楽乎, 主人曰, 或云大隱隱朝市者, 是不知山林隱趣者之言也, 或云避跡于山林者, 是不知人間之楽者之言也, 我溪然, 栖栖風塵中, 時時来往于茲, 而楽山林者也, 何必大隱之為, 故自号日琴山小隱, 余喟然嘆曰, 在山野渓谷中, 而行楽与人俱, 隱豈為小哉, 坐上賦其事為贈云爾

水石潺湲遶舎清 喜君他日数相迎 常違猿鶴随塵境 時入丘園遣世情 桂樹叢生鳥几側 松涛吹落鳳笙声 従来此際多棲逸 誰比琴山小隠名

O田能村竹田^{19,20)}

做閨秀体一律奉贈子陽村盟兄,此夜諸君集 古香楼語笑互発燭影炯然

数仭蠣牆特地横 相望恰似隔重城 人於翠茗香辺語 燈隔薔薇開処明 衾枕半欹聞酒令 欄干偷拍記歌声 憶君為鹭紅箋去 両三詩句逐情生

6. 叢桂園の構成

叢桂園は南北に長いやや四角形の庭園で、 北の垣根を背にして建物がある。茶室²¹³の前 に庭がある。揚子江を模したといわれる流れ は庭に向かって右手の釣耕園から入り、茶室 の前から大きく迂回して、左手の敷地の外に 流れ去る。洞庭湖を模した池は、庭園の入口 の左手にあって、南北に長く、中央が広く、 建物の北からめぐらされた小さな流れが入る ようになっている。

庭の入口は東に面して、そこの木立のかげに、斜めに寝かせた自然石に「出者不逐/入者不拒/山家自然妙境/蕉雪道人」と刻してある。この横を流れた水が池に落ちるところの石には「臨泉 蕉雪書」、茶室の前から苔庭の方に流れを渡った水辺の石には「聴泉 蕉

雪書」と、それぞれ字体をかえて刻されている.「聴泉」の石の奥の苔庭には、蘚が植えられていて、この蘚は美しく繁って昔から園の名物のひとつであった.蘚の種類はスギゴケ科の Polytrichum commune L. ex HEDW. ウマスギゴケ²²⁾である.本種は北半球に広く分布するもので、京都あたりの寺院の庭などに多い.九州では少ないので、本園のものは築庭の折に人手によって植えられたものであろう.「聴泉」の石と苔庭との間に、石の碁盤と腰掛があったが、現在は碁盤は近くの三賢堂の倉庫に保管されており、腰掛も三賢堂の庭にある.

庭木はイロハモミジ, サルスベリ, サザン カが多く, 大木ではアラカシが数株, 釣耕園 との境界にクスノキが1株ある. 流水と池の 周囲は, ほとんどイロハモミジとサルスベリ

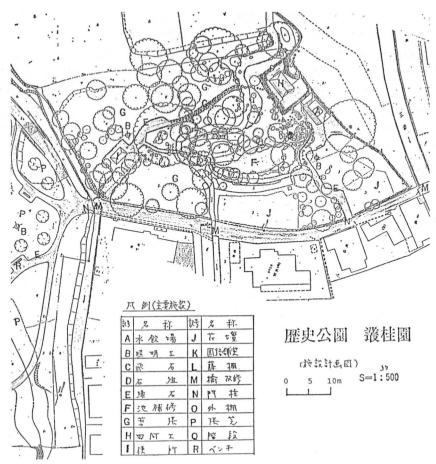


図 1 見取図 (熊本市教育委員会文化課提供)

である.

7. 叢桂園の現状と将来計画

現在は熊本市当局の手で整備中である.茶室は解体してあって、いずれ復元される予定. 庭は手入れと掃除がよく行き届いている.本来ここにはなかったものも、歴史公園として公開する目的で導入されている.ひとつは石灯籠で、庭園に2基入り、他は便所や水飲場も予定されている.

また叢桂園の正門に面して、石碑、便所、ベンチ、照明灯などが設けられていて、周辺の遊歩道も整備され、歴史公園としての形ができあがりつつある。これらの見取図を図1に示す。

8. 叢桂園に現存する樹木

現在, 叢桂園に生育している樹木を1987年 10月9日, 11月11日および1988年1月11日に 調査した. 確認できた種類を表1に示す.

本園は本来が医家の庭であり、蕉雪の祖父見朴は、当時の肥後で本草学においても第一の人であるから、叢桂園という名称から本草の桂が実際にあるのではないかと考えられるが、Cinnamomum 属植物はわずかにクスノキが1本あるだけで、他には見当たらない、イロハモミジやサルスベリのような低木がよく保存されているのであるから、桂の類はもともとここにはなかったのであろう。したがって、桂とは文学的にみて、カツラ、モクセイ、ニッケイ、クス、ゲッケイジュのような香木や香花の類をさす²³⁾ものと思われる.

また薬用植物は確認された33種中に12種で, これは36%であって半分にも満たない.

ここの樹木はよくみると、ほとんどが庭園 樹で栽植されたものであり、アラカシのみが 昔の森林の面影を留めているとみることがで きよう. 正門から入って真正面にある1株は 根まわり5.3m、胸高幹囲3.04m、樹高14.5 mの大木である.

9. 結 語

叢桂園は,肥後の名医村井家の別荘である

から、医薬、本草に関連性のある建造物や植物が残存しているのではないかと思われた.特に名称は、米田松洞が「多桂樹、園因命焉」といっているように、桂がたくさんある印象をうける.しかし実際には、樹木で薬用に供するものは約36%にすぎず、ここは琴山、蕉雪の文人趣味を満足させる別荘であった.それが医師であるこの人たちの息抜きの場であったのかもしれない.その故にこそ、蕉雪は晩年をここで過ごしたのであろう.

庭内の清流については、これを曲水とみる 向きもあるが、極めて距離が短い水路で、流 れの中に石が配置されたりして、現実にここ で曲水の宴をはるのは無理である。本庭園は やはり中国趣味に徹したつくりをみるのが正 しい。

叢桂園は、肥後の由緒ある名園のひとつとして、一般に公開されるのは意義あることと 思われる.

謝辞

本研究にあたり、各種の資料の提供および 現地に案内していただいた熊本市教育委員会 文化課の各位、叢桂園に関する詩文について ご教示いただいた山崎貞士先生、ウマスギゴ ケの同定およびご教示をいただいた野口彰博 士に感謝する.

参考文献および注

- 山崎正董: 肥後医育史,鎮西医海時報社,熊本,p.8 (1929).
- 山崎正董: 肥後医育史補遺,鎮西医海時報社, 熊本, p.1 (1931).
- 3) 浜田善利: 薬史学雑誌, 17(1), 48 (1982).
- 4) a) 武藤厳男編: 肥後文献叢書, 別巻1, 肥後先哲遺蹟正続,復刻版,歷史図書社,東京, p. 42; b) 同上, p. 741; c) 同上, p. 742; d) 叢書5, p. 480; e) 同上, p. 72 (1971).
- 5) 藪孤山の記には能教とある.
- 6) 金峰山彙の中で熊本に面した方にある.
- 7) a) 熊本市役所: 熊本市史, 復刻版, 青潮社, 熊本, p. 541; b) 同上, p. 633 (1973).
- 8) 歷史研究会編: 歷史研究, 九州出版協会, **3** (6), 16 (1927).

Oleaceae

Forsythia viridissima LINDL. シナレンギョウ

Ligustrum japonicum THUNB. ネズミモチ

Osmanthus aurantiacus (MAKINO) NAKAI var. thunbergii (MAKINO) HONDA ウスギモクセイ

O. ilicifolium MOUILLEFERT ヒイラギ

Ebenaceae

Diospyros kaki THUNB. カキ

Myrsinaceae

Ardisia crenata SIMS マンリョウ

Ericaceae

Enkianthus sp.

Lythraceae

Lagerstriemia indica L. サルスベリ

Theaceae

Camellia japonica L. ツバキ

C. sasanqua THUNB. サザンカ

Eurya japonica THUNB. ヒサカキ

Ternstroemia gymnanthera (WIGHT et ARN) BEDDOME モッコク

Thea sinensis L. チャノキ

Aceraceae

Acer palmatum THUNB. イロハモミジ

Celastraceae

Euonymus alatus (THUNB.) SIEB. form. ciliato-dentatus (SIEB. et ZUCC.) HIYAMA コマユミ

E. japonica THUNB. マサキ

E. sieboldianus BLUME マユミ

Aquifoliaceae

Ilex latifolia THUNB. タラヨウ

Leguminosae

Albizia julibrissin DURAZZ. ネムノキ

Rosaceae

Eriobotrya japonica (THUNB.) LINDL. ビワ

Chaenomeles sinensis (TOUIN) LOEHNE カリン

Prunus mume SIEB. et ZUCC. ウメ

Hamamelidaceae

Distylium racemosum SIEB. et ZUCC. イスノキ

Lauraceae

Cinnamomum camphora (L.) PLANCH. クスノキ

Magnoliaceae

Magnolia kobus DC. コブシ

Berberidaceae

Nandina domestica THUNB. ナンテン

Moraceae

Ficus erecta THUNB. イヌビワ

Ulmaceae

Aphananthe aspera (THUNB.) PLANCH. ムクノキ

Celtis sinensis PERS. var. japonica (PLANCH.) NAKAI エノキ

Fagaceae

Castanopsis cuspidata (THUNB.) SCHOTT. ツブラジイ

Quercus glauca THUNB. アラカシ

Podocarpaceae

Podocarpus macrophyllus (THUNB.) LAMB. イヌマキ

Ginkgoaceae

Ginkgoa biloba L. イチョウ

- 9) 熊本市教育委員会: 熊本市の文化財, 改訂版, 熊本県文化財保護協会, 熊本, p. 278 (1987).
- 山崎貞士編著: 熊本文学散歩, 熊本市立白川 中学校, p. 90 (1961).
- 11) 高木盛義: くまもと史跡散歩,第3刷,熊本 新評社,熊本,p.172 (1985).
- 12) 荒木精之編著: 熊本の文化遺跡, 熊本の風土 とこころ 8, 熊本日日新聞社, 熊本, p. 108 (1974).
- 13) 磯あけみ他: 熊本を歩く, 海鳥社, 福岡, p. 48 (1987).
- 14) 合志芳太郎編: 肥後郷土史講演会集 2, 熊本 地歷研究会, p. 315 (1929).
- 15) 琴山は文化12年 (1815) 3月1日没であり, 山陽の来訪は文政元年 (1818) であるから, 当然蕉雪でなければならない.
- 16) 熊本市教育委員会文化課の資料による.
- 17) からしまえんせい, 1754~1839, 時習館教授.
- 18) こめだしょうとう, 1720~1797, 細川藩中老 職, 漢詩人.
- 19) たのむらちくでん、1776~1835、豊後の文人、 画家.
- 20) 浅倉毎人,安西千賀夫編: 田能村竹田書簡集, 帝国地方行政会,東京,p.465(1934).
- 21) 茶室は現在は解体されている.
- 22) 野口 彰: 日本産蘚類概説, 図鑑の北隆館,

東京, p. 64 (1976).

23) 日本大辞典刊行会: 日本国語大辞典 7, 小学 館, 東京, p. 82 (1974).

Summary

Sōkei-en (叢桂園) was a country place of the Murais (村井家) which was famous doctors of the fief of Hosokawa, Higo, since the eighteenth century. The third doctor Kinzan (琴山) and his son Shōsetsu (蕉雪), the fourth doctor, constructed a country house at Shimasaki-mura in Kumamoto and named it Sōkei-en.

Sōkei-en had been a country place of the Murais for about two hundred years. But Kumamoto City bought it and is now preparing to open as a historical garden.

I studied Sōkei-en historically in literature and the state in this garden. As a result, there found memorial things such as stones sculptured several Chinese letters, stream, pond, moss garden, a small house for tea-ceremony which is now pulled down and many trees transplanted there.

明治期を中心とした 中国産繁用生薬の輸入についての考察

1. 特に初期における大黄の輸入量、並びに価格の変遷について

A Consideration on the Imports of Chinese Crude Drugs of China-Grown for General Use in Meiji Era

 Especially on the Transition of Rhubarb Imports in the Early Period: Its Quantity and Price

Shoichi HARIMA*1

(1988年4月18日受理)

1. 緒 言

大黄は漢方製剤や家庭薬の原料の重要なものの一つである。大黄はアントラキノン誘導体を含有するところから大腸性便秘や胃腸障害に対する薬剤としても広く用いられてきた。事実、大黄は明治19年(1886)6月25日発布された日本薬局方第1版¹²から第11版まで継続して収載されている生薬であることからも、その当時から少なからぬ需要があり、またその医薬品としての重要性が現在も変わらないといえる。そこで、中国産大黄の本邦への輸入状況の流通推移を明治初期について、時系列的に検索した。

2. 明治初期の貿易政策と統計実務

維新政府が樹立されると,直ちに政府は内外に開国,和親の方針を徹底した.即ち,慶応4年(1868),外国事務取調掛,東久世通禧は兵庫駐在の6か国公使に面接し,王政復古を告げると共に,同時に国内に対しても当時

の外国との修好を広めるよう布告を出した. 貿易上における彼らの地位についていえば、 永い鎖国の夢に耽っていた我が国は、既に 自由主義時代に突入していた先進資本主義 諸国に対して明らかに初期には遅れをとっ ていた20、不平等条約なるものが、安政5年 (1858) 未だ関税自主権を主張できない弱い 立場にあった我が国で先ず「日本修好通商 条約」が7月に調印された. 同じ安政5年 (1858) 7月には、オランダ・ロシア・イギリ スの3国と、さらに9月には、フランスと、 それぞれ修好通商条約を結んだ. 新条約は、 14か条の本文と貿易章程7則から成り、附属 の運上目録が詳細に指定されており、貿易輸 出入共に従価税として、一律35%の協定税率 を、その後、原則20%の水準に引下げ、さら に一律5%という極度に低い水準に引下げら れたのである. 当時欧米列国との国力の差は 何とも仕方がなかった. この条約は締結の年 から14か年後、即ち明治5年(1872)には、協 議の上改正することになっていた. しかし漸

^{*1} 日本薬史学会

く明治22年(1889)米国との単独改正通商条約を調印はしたが、我が国にとってなお納得のゆくものではなかった³⁰.

この間の貿易政策に関して, 当時政府の殖 産興業政策の中心人物であった大久保利通は, 明治8年 (1875) での建議の文中に「皇国開 港以来、外国貿易ノ形情ヲ察スルニ、商権ハ 概ネ外商ノ手ニ有セラレ, 我商売ハ到底彼ノ 籠絡ニカカルヲ免レス. (途中略)随テ倒レ遂 ニ外商ト抵抗シテ能ク商権ノ維持スル者アル ヲ見ス. 退テ其然ル所以ノ原因ヲ尋ヌルニ. 一ハ国商未タ海外通商ノ道ニ練熟セサルノ到 ス所. 一八国商ノ資金薄少ナルヲ以テ持重耐 久ノ力無キニ由ルモノナリ」としているが40 蓋し当然といえる。 外国資本により商権が把 握なされており、一方国内には海外の事情に 通暁するものが少なく, 特に貿易の実務に経 験を有するものも同様に僅少であり、貿易代 金の海外決裁機関や、市場・信用調査機関を ほとんど持ちあわせなかったため、貿易業務 は大半在日外国商人によって握られ5,明治 14年(1881)になりやっと、輸入の内商扱い が2%になった。一方貿易収支についていえ ば表1のように明治元年(1868)と明治9年 (1876) を除いて明治14年(1881) までは、ほ ぼ一貫して輸入超過であった6).

この是正のために我が国が国を上げて領事館を海外に設置して領事が、外国市場の状況調査に活躍した。その情報として、彼我の輸出入品の数量及び価格を調査し、これを大蔵省に報告させて貿易助長政策に大いに役立てた⁷. 中国関係の領事館は明治9年(1876)までに上海を始め福州、香港、厦門、天津、営口、に6拠点がおかれたけれども未だ実務に不慣れで数量、価格の算出には正確さを欠き信用出来なかった⁸.

3. 調査資料及びその調査方法

明治年間に於ける外国貿易額の統計資料と して代表的なものは、次の3資料が揚げられる.

即ち、1)大蔵省編纂・発行:大日本外国貿易年表、2)内閣統計局長、花房直三郎識:日本帝国統計年鑑、忠愛社、3)東洋経済新報社編集・発行・大日本外国貿易56年対照表である。上記1)は毎年編纂され累年表として発行される大蔵省編纂資料が我が国では尤も信頼すべきものと考えられる。次に2)の内閣統計編纂資料は1)の大蔵省資料と比較して、ややこれと異なる点もあるが、これは集計の過程で特別輸出入を併算したもので、その差異が若干でたものと思われる。3)の東洋経

表 1

(単位:千円)

年	号	西 暦	輸出額	輸入額	総 額	入出(+)超額
明治元	年	(1868)	15,553千円	10,693千円	26, 246千円	(+) 4,860千円
" 2	年	(1869)	12, 908	20, 785	33, 693	7,877
<i>"</i> 3	年	(1870)	14, 540	33, 741	48, 281	19, 201
" 4	年	(1871)	17, 968	21,916	39, 884	3, 948
<i>"</i> 5	年	(1872)	17,026	26, 174	43, 200	9, 148
<i>"</i> 6	年	(1873)	21, 635	28, 107	49, 742	6, 472
<i>"</i> 7	年	(1874)	19, 317	23, 461	42,778	4, 144
<i>"</i> 8	年	(1875)	18, 611	29, 975	48, 586	11, 364
<i>"</i> 9	年	(1876)	27, 711	23, 965	51,676	(+) 3,746
" 10	年	(1877)	23, 348	27, 420	50,768	4,072
<i>"</i> 11	年	(1878)	25, 998	32, 874	58, 872	6,876
<i>"</i> 12	年	(1879)	28, 175	32, 953	61, 128	4,778
<i>"</i> 13	年	(1880)	28, 395	36, 626	65, 021	8, 231
" 14	年	(1881)	31, 058	31, 191	62, 249	133
		合 計	302, 243	379, 881	682, 124	-77,638

済新報社編纂資料もやはり、大蔵省編纂の大日本外国貿易46年対照表及び大蔵省発行の貿易年報乃至貿易月報等を原本として編纂されたものであるため、あくまで1)の大蔵省編纂資料を基本として作製されたことは勿論である。そこで特に明治初期の貿易額の正確多資料をもとにして、同年代の我が国外国貿易の推移の実態を把握することが適切と思われた。しかし第2章で述べた初期の貿易の統計実務等による状況から集約された統計累年表なるものは、果たして我が国明治初期の貿易統計数値の実相を示しているのかどうか、その実証をつかんで年度を追って明らかにする必要がある。

表2は大黄の貿易輸入統計をふくんだ政府 統計資料で、大蔵省編纂のものを集約した19 篇の一覧表である^{9~27)}. 明治初期の時代区分 を一般経済の変遷とも関連させて、日本貿易 精覧に掲載の貿易史区分によった. 即ち明治 元年(1868)から明治14年(1881)に区切る ことで、ちょうど明治初期の資料がおよそ表 2に網羅できた28).

4. 政府貿易輸入統計資料の検討

大黄の貿易輸入数量並びに輸入元価につい て表2より大黄の輸入統計数値をうることが できるが、年度別に比較的時系列的に累計集 計されている統計資料は、1) 大日本各港輸出 入14か年表(以下表 3-a という)2)大日本 各港輸出入比較表(以下表 3-b という)のこ れら両表を選択し、比較検討を試みたところ、 次のような結果をえた。即ち表 3-aは14か 年間の集計であり、表 3-bは11か年間の集 計である。この間の両表の貿易輸入元価の1 斤当たりの平均値を算出すると、表 3-a で は11銭5 厘であった。表 3-bでは 11 銭8 厘 2毛であるので累計年度平均での差異は3厘 2毛となる。統計の集計年度が両表を比較す るに当たり、3か年のずれがあるため、明治 元年(1868)より明治10年(1877)までにつ いて、大黄の輸入数量をそれぞれに、加算集 計した所、表 3-a では601,608 斤となり、 表 3-b では 577,967 斤となった。 その差は

表 2

年 号 月 別	西曆	統轄官庁	貿易統計
明治 5 年~10年	1872~1877	正 院	政表外国貿易部
″ 6年 1.1~12.30	1873	大蔵省統計寮	各開港場輸出入物品高
″ 6年 1.1~12.30	1873	〃 租税寮	大日本各港輸出入物品年表
″ 7年 1.1~12.31	1874	" "	大日本各港輸出入年表
″ 7年 1.1~12.31	1874	<i>"</i>	〃 月表
″8年1.1~6.30	1875	<i>"</i>	" 半年表
″8年7.1~12.31	1875	" "	<i>"</i>
∥ 8年7.1~9年6.30	1875	" "	# 年表
〃 9年 7.1~12.31	1876	/ 関税局	" 半年表
9 年 7.1~10年 6.30	1876	" "	″ 年表
〃 10年 1.1~ 6.30	1877	" "	" 半年表
〃 10年 7.1~11年 6.30	1877	" "	" 年表合本
″ 12年 1.1~ 6.30	1879	" "	" 半年表
〃 12年 7.1~12.31	1879	" "	" "
″ 13年 1.1~ 6.30	1880	" "	<i>"</i>
" 14年 1.1~ 6.30	1881	" "	<i>"</i>
〃 元年~14年	$1868 \sim 1881$	" "	大日本各港輸出入14箇年表
〃 元年~10年	$1868 \sim 1877$	" "	〃 比較表
〃 元年~9年	1868~1876	" "	ッ 物品9ヶ年一覧表

西暦	おころ 米ケー	4A =	720700 0 00
四眉	輸入数量(斤)	輸入元価 (円)	円/斤(銭)
1868	3, 856	308. 479	8.00
1869	3,080	239. 932	7.79
1870	2, 115	216.801	10.25
1871	27, 350	4, 222. 349	15.44
1872	3,605	453. 426	12.58
1873	47, 423	4,921.381	10.38
1874	92, 933	9,540.440	10.27
1875	139, 310	18, 165. 699	13.04
1876	151, 376	18, 003. 453	11.89
1877	130,560	14, 689. 449	11.25
1878	140,539	18, 374. 522	13.07
1879	217,800	24, 718. 280	11.35
1880	117, 995	12, 918. 110	10.95
1881	123, 062	18, 201. 500	14.79
	1, 201, 004	144, 973. 821	161.05
	85, 786	10, 355. 273	11.50
	1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879	1869 3,080 1870 2,115 1871 27,350 1872 3,605 1873 47,423 1874 92,933 1875 139,310 1876 151,376 1877 130,560 1878 140,539 1879 217,800 1880 117,995 1881 123,062 1,201,004	1869 3, 080 239. 932 1870 2, 115 216. 801 1871 27, 350 4, 222. 349 1872 3, 605 453. 426 1873 47, 423 4, 921. 381 1874 92, 933 9, 540. 440 1875 139, 310 18, 165. 699 1876 151, 376 18, 003. 453 1877 130, 560 14, 689. 449 1878 140, 539 18, 374. 522 1879 217, 800 24, 718. 280 1880 117, 995 12, 918. 110 1881 123, 062 18, 201. 500 1, 201, 004 144, 973. 821

年	号	西曆	輸入数量 (斤)	輸入元価(円)	円/斤(銭)
明治	台元年	1868	3,856	308. 479	8.00
"	2年	1869	3,080	239. 932	7.79
"	3年	1870	2, 115	216.801	10.25
//	4年	1871	27, 350	4, 222. 349	15.44
"	5年	1872	3,605	453. 426	12.58
//	6年	1873	47, 423	4, 921. 381	10.38
"	7年	1874	92, 933	9, 540. 440	10.27
"	8年	1875	129,009	15, 584. 949	12.08
"	9年	1876	109,088	12, 875. 420	11.80
"	10年	1877	159, 508	19, 223. 431	12.05
//	11年	1878	181, 559	22, 221. 240	12.24
7	otal		759, 532	89, 807. 848	
Av	erage		69, 048	8, 164. 349	11.82

10か年間で23,641 斤である.これは表 3-b 輸入数量に対して,4.1%少なく輸入した数量である.以上両表について,比較対照の結果,年度別平均値においても,10か年累計集計の結果においても同様の差異が認められた.したがって,これら両表を比較対照するに当たりより正確を期するため,暦年で集計されていた明治7年(1874)以前を除き,会計年度に合わせて統計が取られかなり正確な数値

-					
年	号	西曆	輸入数量	輸入元価 (円)	円/斤(銭)
明治	台8年	1875	139, 310	18, 165. 699	13. 04
//	9年	1876	151, 376	18,003.453	11.89
//	10年	1877	130, 560	14, 689. 449	11.25
//	11年	1878	140, 539	18, 374. 522	13. 07
7	Total		561, 785	69, 233. 123	
Av	erage		140, 446	17, 308. 280	12. 32

表 4-b

年	号	西暦	輸入数量	輸入元価 (円)	円/斤(銭)
明治	台8年	1875	129, 009	15, 584. 949	12. 08
"	9年	1876	109,088	12, 875. 420	11.80
//	10年	1877	159, 508	19, 223. 431	12.05
//	11年	1878	181,559	22, 221. 240	12. 24
Г	otal		579, 164	69, 905. 040	
Av	erage		144, 791	17, 476. 260	12. 07

として考えられる明治8年(1875)以降同年 11年(1878)までの4か年間を、原資料より あらためて大黄の輸入数量、輸入元価につい て同年度別に時系列的に比較対照した。それ を表 4-a と表 4-b にまとめた両表について 検討したところ以下のようであった。

輸入数量の度数分布から13万斤から14万斤 のモード値は表 4-a が占めており、その平 均値は 140,446 斤であり、最大値と最小値を 表 4-b が占め、その平均値は 144,791 斤であ る. 両表より表 4-b は表 4-a に比較して, 大 黄の輸入数量で僅か4か年間において4,345 斤も多く輸入した結果になる. これは表 4a の平均輸入数量の 3.1% 増と いうことで ある. 次に1斤当たりの両表の平均値は、12 銭9毛で表 4-aの平均値12銭,3厘2毛と の差は2厘3毛と高い差である. 表 4-b 平 均値との差は3毛と低い価格で輸入したこと になる. 最大価格で輸入した年度は1斤当た り明治11年(1878)の13銭7毛で、表 4-a であり、最小価格でも同表明治10年(1877) の11銭2厘5毛である。輸入数量との価格の 間には一定の相関関係は見いだせないが、数 量では表 4-b は対表 4-a に比し 17,379 斤と3%増の差異が出ており、輸入元価合計比較でも同様671 円9銭1 厘7 毛も高い価格で輸入していたことになる。更に年度別に輸入数量の最も大きい差は明治9年(1876)で42,288 斤も表 4-a が多く、比較的差異の小さいのは明治8年(1875)で10,301 斤と表 4-b が少ないのである。

。 輸入元価では、1斤当たり平均値で明治8年(1875)で9厘6毛もの差異が表4-aであり、高額で輸入されている.小差なのは明治9年(1876)といえる.

。 総体的には、表 4-b において、輸入数 量,輸入元価総合計が表 4-a に比較して高い 値を示していることが分かった. 確かな数値 として検討した4か年間でも通貨制度の変更 過程にあり、金銀比価の諸外国との相違及び 不換紙幣 (兌換できない) の増発等で物価高 という悪条件が重なったため、輸入元価にも 影響があり、高値傾向にあったと考えられる. この大黄の輸入数量の増大は, 年々の人口増 に伴って当然疾病の変動と共に当時未だ漢方 医の人数が西洋医に比して多く, 必然的に大 黄を構成生薬とした漢方薬, 家庭売薬の需要 が盛んであったことが想像できる. 会計年度 に変更された, この時期に量的, 質的な統計 数値に異数が生じていることは、明治政府の 組織的、人的の何らかの支障かあるいは欠落 その機構にあったのではないかと思われる. 以上政府機関の輸入統計資料について検討し たが、次に民間企業の流通数値と政府機関に よる輸入統計数値との比較対照を重ねた展開 を試みる.

5. 大黄の市場流通量について企業資料と 政府資料の検討

国内の医薬品流通の市場需要調査が、明治6年(1873)に行われた. 文部省通達により市場調査表が各府県下に出され、企業体、薬店等流通市場での細部調査が実施されたとき、製薬業の武田長兵衛から大阪府庁に提供した記録の中に、取扱い品種量が全医薬品にわたって記載され、しかもその中で取引状況が最

も詳しく記載されている明治3年(1870)の 主たる買入れ分が詳細に品目ごとに示され ているが、その細目の中に大黄の仕入量は 5,000斤と記録されている29. 一方,政府統 計資料として、同年度は前述の表 3-a,表 3-bに示した大日本各港輸出入14か年表, 大 日本各港輸出入比較表のどちらにもあって, 幸いにも同年度は同数値に両表共あっている ので正確度が高くなることを期待して引用し た. したがって、表3から明治3年(1870) 統計編集の輸入記録での大黄の輸入数量は 2,115斤となっており、この数値は勿論我が 国が外国との貿易によって輸入した大黄の総 数量であることは間違いないと考えられる. そしてその差異は2,885 斤以上になる. 同年 度に、一企業が原料あるいは製品として調剤 ないし、製造に利用した斤数量の他にも存在 する製薬企業があった筈であり、考えられる 国内使用量は更に多くなったと思われる. 中 国産大黄以外に国産和大黄が仮に混在してい たとしても、大量に生産がなされていたとは 考えられない. 我が国において和大黄(信州 大黄)が朝比奈泰彦先生の指導で栽培された のは昭和9年(1934)である、したがって有 効成分センノサイド A, B の含有量の優れた 和大黄が明治初期に薬物への利用目的のため 役立つものとして, 我が国で多く自生してい たとは患われない30). 大黄の国内総需要は, 必要に応じ疾病に処方され、月別に年度別に 使用量が集計され,必要量が発注,購入され 疾病に処方され、あるいは商品に製造される という大黄原料としての流通の仕組みを判断 する時、まして在庫保存の難しい生薬大黄を 前年度に本年度必要量として購入することは 推測しがたい. 前年度に輸入した3,080斤を 本年度輸入した2,115斤に加算して合計5,195 斤となるので通年で一応集計合計が一致した とはいえないと思われる. あくまでこの場合 には、国内需要として購入した大黄の数量が 年間 5,000 斤であり、同年明治 3年(1870) 政府が輸入した大黄の数量が 2,115 斤である のでその差が2,885斤となる. これは実に58 %に及ぶ輸入不足率が生じたことになり国内

総需要との間に不可解な数値として見なければならない. 明治初期の我が国の経済, なかんずく貧困な貿易事情の背景を垣間見るような現象が煮起していることがわかった.

6. 大黄の市場への安定供給について

前述の我が国輸出入年表である表1に示す ように総括して輸入金額が明治元年(1868) から同14年(1881) までに約3倍になってい るが、これは当時の幣制が混乱していたこと から物価騰貴となって、その結果輸入金額の 増大を招いたことによるものといえよう。こ の輸入金額の内、中国との貿易輸入総金額は 明治元年(1868)から同14年(1881)までに 約50%もの減少になっているが、中国貿易の 輸入統計資料明細分類で大黄は品名区分とし て薬材及び製薬類 (DRUGS AND MEDI-CINES) に属しているこの分類中にほとんど 生薬類が集中しているが総額において格段に 減少はないようである. 大黄について年次輸 入金額を時系列的な統計資料である表 3-a が示すように年々その輸入量は増加の傾向に あり、明治14年(1881)までに中国貿易が低 迷している期間であったが、実に3.19倍もの 伸びがあった. このような現象は年々人口の 増加とともに疾病が多様化して需要が広がる いわゆる自然増にも関連があるにしても、経 済の発展、沈滯、やがては不況という貿易景 気などに関係なく、大黄が我が国医療の需給 に対し少なからぬ貢献をしこれが医薬品の輸 入事情を好転させ、流通機構に円滑さを増大 させたと解釈することもまた示唆される. 大 黄の輸入元価について次のように論ずること ができる。表530に示すよう対比の必要のた め指数換算比較一覧表にして検討した結果, 明治元年(1868)を100として同14年(1881) の指数は米価や物価に比して安定した値とい えよう. 即ち明治元年(1868) 大黄1斤当た り8銭であったが同14年(1881)には14銭7 厘9毛と14か年間での値上がり金額としては、 他の値上がり指数と比較してはるかに低値安 定のラインであり 156 という指数に落ち着い ている. つまり、需要量的には30倍強の伸長

年	号	西曆	輸入元 価指数	米 価指 数	物 価 数
明治	元年	(1868)	100	100	100
//	2年	(1869)	122	151	97
"	3年	(1870)	127	154	132
"	4年	(1871)	126	94	193
"	5年	(1872)	138	65	157
"	6年	(1873)	139	79	130
"	7年	(1874)	143	122	128
"	8年	(1875)	146	122	129
"	9年	(1876)	152	84	149
"	10年	(1877)	137	93	149
"	11年	(1878)	141	100	164
"	12年	(1879)	145	132	164
"	13年	(1880)	152	175	137
//	14年	(1881)	156	175	185

(表 3-a 参照) がみられるが,元価質的面では 1.5 倍強という僅少な値上がりで落ち着いている。これは大黄のみならず当時としては安定した生薬相場が流通業界に携わっていた関係者の努力によって培われていたものと思われる。これに比べると国内の経済状態は諸 3-4 にのための改正やインフレーションに対応する政策等も未着手なままに,政府は生産向上にも努めたが,なお依然として経済の基礎は半封建的関係にあったためにせよ資本主義発展の準備段階で貿易情報も一部を除いては極めて少なく,したがって一般経済も振るわなかったことも指摘できよう。

7. 考 察

明治初期の外国との貿易業務は安政以来きめられた各開港(長崎,神奈川,函館,兵庫)に置かれ,ここで関税収納事務を取り扱っていた.維新の始め大阪,新潟,にも運上所が設置された,しかしこれらの運上所の所管は関税自主権が認められない時点であったため,はじめは外国事務局の統括に属し後に外国官の所轄に転属し複雑な経過をたどっている,次いで外務省に移った.明治4年(1871)8月に至って漸く現在の大蔵省が統括することとなった.翌明治5年(1872)11月28日にな

ってはじめて運上所を税関と呼称が改められ た32). この間には貿易統計もややその形式も 整えられたが、調査内容及びその表示方法の 統一を見るまでには尚数十回にわたる様式の 変更もしくは改良改善を経て次第に正確の度 合いが高められた. このように統括官庁が数 次にかけて変更されまた統計作成上のそれま での不統一や加えてはじめての作業の事から 運上所吏員の取り扱い事務の不慣れ等により, 当時の統計資料は甚だ不正確であったと推測 できる33). 他の要件について当時未だ無条約 国であった清国からの輸入量がかなりの比重 を占めていたにもかかわらず、その輸入量に おいて過少に評価されていたように思われる. あるいはまた、密貿易による申告漏れなどに より統計数値に集計されなかったものがあっ たのではないだろうか34). 輸入税の高額な支 払いを避ける意味で、関税にありがちな虚偽 の申告による過少評価で集計された結果が統 計として報告されたため, 不確実な資料にな ってしまったともいえよう. 貿易事務の水際 でのいくつかの案件下で作成された明治初期 の統計書の一つにスポットをあてて、当時の 統計との相関関係を調査したのが、この大黄 に関するものである. また「各開港場輸出入 物品高」表2から明治6年(1878)の資料に ついて輸出入品共に数量と課税した税額は明 記してあるのに、その元価は代価不詳、価格 不詳としてこれを示していない大黄その他い くつかの品目が散見される. このような現象 から見ると統計に収集された数値は税収に重 きを置き、貿易金額をいささか軽視している 傾向があったものと推測できる350. 前述19編 の統計書から見て当時は近代国家の樹立と資 本主義の育成という重大な国家課題をかかえ ていたが、財政危機に直面していて、また一 方では国内産業が未発達であったため、国家 財源としては土地租税が収入の第一位であり, 第二位を関税が占めていたのも納得できる点 がある36). 旧藩時代の運上を継承し各種の営 業免許税があったに過ぎない当時の背景で, 酒税やたばこ税といった間接税が第二位の関 税とその地位を入れ替わったのは、明治も漸

く10年(1877) 以降になってからのことであ る37. 次に視点を国内の通貨政策に投じた時, その幣制で金円を扱ったのは明治元年(1868) より同11年(1878)までで、同12年(1879) 以降は金、銀、円混用によって計算されたの で、統計の算出に混乱が生じたとも考えられ る. これらを総合して評価を少なく見積もる など、計算上の誤りも多かったことも否定で きない事実と思われる380. 我が国の貿易実態 について当時の在留外国人の評価をみると, 駐在中の英国領事は本邦の貿易情報を状況報 告する資料を運上所のものによらず、各開港 場所在の外人商業会議所が作製した情報内容 によるか、あるいは外字新聞所載の推定額を 実際に近いものとして英国本国に報告してい る39). これらを考えるといかに運上所時代の 統計資料が信じられないものであったかをう かがわされる. 同様に上述事項について更に 究明した資料に Karl Rathgen が日本の経 済及び財政について述べた著書がある400.こ れにはやはり、我が国貿易統計は明治20年 (1887) 以前の輸出額はやや信ずることがで きても、輸入額は信じがたいと述べているの はおそらくは適切な評価とうなずけるものが ある.

8. まとめ

中国産大黄について、貿易輸入統計などの 諸資料をもとに、明治初期におけるその輸入 の推移について検索した。

- 1. 貿易統計資料は十分なものが見つかっていない. これは統計資料の書式の不備,不統一でその手段も確立していなかったことに起因するためと考えられる.
- 2. 貿易輸入価格については、幣制の評価変更が途中で実施され、また不換紙幣の増発等の影響があったことで、集計時の算出額に混乱がみられたことにあると考えられる.
- 3. 中国産大黄の輸入は資料の点からは結果として不可解な点が多かった. これは初期において清国からの輸入集計数値がやや過少に評価されていたことによるものと推測される.

4. 貿易情報としてなかんずく,統計実態は当時の先進国である外国人からの正当な評価が得られなかった様子がその記録から散見された.

参考文献

- 1) 木部謙司: 日本薬局方,後周閣,東京(1886).
- 2) 渋沢敬三: 明治文化史, 原書房, 東京, p. 539 (1979).
- 3) 大蔵省関税局: 税関百年史(上),(財)日本関税協会,東京, p. 7, 11, 37 (1972).
- 4) 大久保利通伝: 大久保利通文書第6巻, 国立 公文書館蔵, p. 466 (1875).
- 5) 山本弘文他 2 名: 近代日本経済史, 有斐閣, 東京, p. 27 (1980).
- 6) 猪谷善一: 貿易史, 文化書房博文社, 東京, p. 48 (1967).
- 7) 早川広中他 2 名: 日本貿易入門, 白桃書房, 東京, p. 26 (1983).
- 8) 山口和雄: 明治前期経済分析, 東京大学出版 会, 東京, p. 277 (1956).
- 9) 正院: 政表外国貿易部,国立公文書館蔵(1877).
- 10) 大蔵省統計寮: 各開港輸出入物品高,国立公文書館蔵(1873).
- 大蔵省租税寮:大日本各港輸出入物品年表, 国立公文書館蔵(1873).
- 12) 大蔵省租税寮: 大日本各港輸出入年表, 国立公文書館蔵(1874).
- 13) 大蔵省租税寮: 大日本各港輸出入月表 (1~12), 国立公文書館蔵 (1874).
- 14) 大蔵省租税寮: 大日本各港輸出入半年表(1~6), 国立公文書館蔵(1875).
- 15) 大蔵省租税寮: 大日本各港輸出入半年表(7~12), 東京抄紙分社印行(1876).
- 16) 大蔵省租税寮: 大日本各港輸出入年表(7~6), 東京製紙分社印行(1875).
- 17) 大蔵省関税局:大日本各港輸出入半年表(7~12),東京抄紙分社印行(1876).
- 18) 大蔵省関税局:大日本各港輸出入年表(7~6),国立公文書館蔵(1876).
- 19) 大蔵省関税局:大日本各港輸出入半年表(1~6),大蔵省紙幣局活版部印行(1877).
- 20) 大蔵省関税局:大日本各港輸出入年表合本 (7~6),東京抄紙分社印行 (1877).

- 21) 大蔵省関税局: 大日本各港輸出入半年表(1 ~6),東京抄紙分社印行(1877).
- 22) 大蔵省関税局: 大日本各港輸出入半年表 (7 ~12), 東京抄紙分社印行 (1879).
- 23) 大蔵省関税局:大日本各港輸出入半年表(1~6),東京抄紙分社印行(1880).
- 24) 大蔵省関税局:大日本各港輸出入半年表(1~6),東京抄紙分社印行(1881).
- 25) 大蔵省関税局:大日本各港輸出入14箇条年表, 大蔵省関税局編纂統計課(1882).
- 26) 大蔵省関税局:大日本各港輸出入比較表,大 蔵省印刷局活版部印行(1878).
- 27) 大蔵省関税局:大日本各港輸出入物品 9 ヶ年 一覧表,内務省勤商局刊行(1887).
- 28) 神原周平: 日本貿易精覧,東洋経済新報社,東京,p.16 (1935).
- 29) 武田薬品工業㈱: 武田二百年史, 凸版印刷, 東京, p. 194 (1983).
- 30) 木村雄四郎: 和漢薬の世界, 創元社, 大阪, p. 223 (1983).
- 31) 日本銀行統計局: 本邦主要経済統計, p. 290 (1966).
- 32) 朝日新聞社: 日本経済統計総観, p. 76-77 (1966).
- 33) 大蔵省関税局: (前掲), 日本関税協会,東京, p. 140-141 (1972).
- 34) 石井 孝:幕末貿易史の研究,日本評論社, 東京, p. 55 (1944).
- 35) 中島信行: 各開港場輸出入物品高,大蔵省租税寮,東京(1873).
- 36) 鈴木武雄: 日本現代史大系,東洋経済新報社,東京, p. 17 (1962).
- 37) 松井 清: 日本貿易論,有斐閣,東京, p. 34 (1950).
- 38) 大蔵省関税局: (前掲), p. 164-166 (1972).
- 39) 角山 栄: 日本領事報告の研究, 国文館出版, 東京, p. 226-227 (1985).
- Rathgen, Karl: Volkswirtschaft und Staatshaushalt Leipzig, p. 411 (1891).

Summary

Referring to an old import statistical table (An Annual Return of the Foreign Trade of Empire of Japan: Compiled by the Department of Finance, Tokyo), the change of the importers of Rhubarb (Rheum) produced in China in the early period of the Meiji had been investigated. As the result, the following considerations were obtained.

- 1. No sufficient data on the trade statistics were found out. It is considered that no existence sufficient data was resulted from imperfection and disunity in the form of statistics and also from unestablishment of the statistic procedures.
- 2. As concerns the import prices, some complications were observed in the calculated amount at the time of summing-up. The complication resulted in the evaluational change in the monetary system enforced during the period investigated as

well as in the influence of increased issue of inconvertible paper money.

- 3. Judging from the data presently referred to, many incomprehensible points were observed in the imports of the Chinese Rhubarb. It is supposed that the total import values of the same from China (under the Ching dynasty, at that time) might be somewhat underestimated in the earlier stage of the statistics.
- 4. Some records were found in the data which suggested that the foreign economists in the advanced countries at that time did not give justifiable evaluation on the trade information, especially, on the actual state of the statistical works.

史 料

オランダ 1865 年医務関係法規と 山崎文庫「和蘭―医務条令・製薬開業制度」 (そのII)

川 瀬 清*1

Comparison between the Royal Dutch medical law (1865) and "the law of state medical supervision and pharmaceutical practicing in Holland" stored in the Yamazaki Library (II)

Kiyoshi KAWASE*1

(1988年4月18日受理)

オランダ 1865 年法第 59 号と山崎文庫「医師, 薬舗師,薬舗補,薬舗生徒,及産婆 免許ノ条例」

Royal Dutch law No. 59 (1865) and 'the law of license for physician, pharmacist, pharmacist-assistant, pharmacist-apprentice and midwife'

前報"に引き続き、オランダ帝国1865年法律と山崎文庫「和蘭一医務条令・製薬開業制度」(以下訳本)とを比較検討する.

1865年法律第59号・医師、薬剤師、薬剤師 助手、薬剤師徒弟および助産婦の資格取得 に対する条件を規定する法律

訳本では「医師,薬舗師,薬舗師補,薬舗

生徒,及産婆免許ノ条例」となっている.

第1条:免許試験総則について記載. 訳本中で学位 (promotie) を「熟達ノ称」と訳している.

第2条:軍医の規定. 訳本では「内科諸科」 となっているが、原文に「内科」の記載はない.

第3~6条は医師試験に関する条文である. 第3条:医師試験の大要

^{*1} 東京薬科大学 Tokyo College of Pharmacy. 1432-1, Horinouchi, Hachiouji, Tokyo 192-03.

第4条:自然科学の試験. 訳本では代数学 (stel-kunst=algebra) に「点竄」を当てている.

第5条:医学の試験

第6条: 医師試験免除に関する例外条項

第7条:薬剤師徒弟試験 第8条:薬剤師助手試験

第 9 条:薬剤師試験 第10条:軍薬剤官

第11条:助産婦の資格取得

第12条:資格認定に先立つ誓詞

第13条:医師,薬剤師,薬剤師助手試験の年2回以上の実施とその機構. 訳本では,王立委員会(Rijkscommissien)を「理事官」,評議員(lid, leden)を「部曲」と訳している.

第14条:薬剤師徒弟,助産婦試験. 訳本で は脱落している.

第15条:試験公開の原則

第16条:試験合格者への証書の交付

第17条:証書交付代金

経過措置条項

第18条から第28条までは経過措置に関する 内容である. 明治の為政者たちは我が国で新 法制を公布する際の参考とするため,「旧法 処分の条例」として丹念に訳出している.

第18条:オランダの大学学位取得者に対す

る除外規定

第19条: 軍医の除外規定

第20条:臨床諸科の学位取得者の診療制限

について

第21条:本条例公布4ヵ月前の有資格者の 業務継続権限

第22条:船医の既得権,民間外科医(stedelijken heelmeester) 資格認容

第23条:軍医の恩典的医療従事認容. 訳本では軍属薬剤師の恩典について訳出されていない.

第24条:在郷衛生医官・同薬剤官への特典 条項

第25条:助産婦に対する経過措置

第26条:本法律施行2年以前に, 医学また

は薬学の徒弟だった者への試験免除

第27条:既に就業中の医療関係者の権限拡 大を目ざす試験の部分的免除事項

第28条:現に軍務服役中の医官に対する特 典条項

最終規定

訳本に最終規定(Slotbepalingen) の小見出はない.

第29条:本法に対し内容的に矛盾する法規 の破棄

第30条:本法の発効日 (1866.1.1 以前)

オランダ帝国法条文 および 山崎文庫訳本条文

(第59号) 1865年6月1日制定, 医師, 薬剤師, 薬剤師助手, 薬剤師徒弟および助産婦の資格取得に対する条件を規定する法律*

朕,ヴィレムⅢ世,神の恩寵により,ネーデルランド国王,オレンジーナッソー公,ルクセンブルク大公,等々々.

これを見,あるいは聞き,読まん者すべて

* (No. 59.) WET van den 1sten Junij 1865, regelende de voorwaarden tot verkrijging der bevoegdheid van geneeskundige, apotheker, hulp-apotheker, leerling-apotheker en vroedvrouw.

医師,薬舗師,薬舗補,薬舗生徒,及産婆免許ノ 条例

(ts L)

に幸あれ! すなわち:

かように朕は、医師、薬剤師、薬剤師助手、 薬剤師徒弟および助産婦としての資格の取得 に対する条件を法に定めることの必要性を考 慮した:

朕は枢密院の考えを聞き、また議会の大方の意見に従い、これを承認し了解した. 同様に以下についても承認し了解するものである:

第1条 薬剤師,薬剤師助手あるいは薬剤師徒弟としての調剤業務,あるいは助産婦としての助産業務の医療領域全体における医療の実践については,本法律の定める方法による試験の実施を通して,内科医,外科医および産科医あるいは薬剤師,薬剤師助手あるいは薬剤師徒弟あるいは助産婦の資格を得た者が王国全土において,その権限を有するものとする.

さらに、オランダの大学に於て医学博士の 学位試験に合格し、学位を得た者については、 高等教育に関する法律が別途制定されるまで は、第3条に記す内科医、外科医、産科医の 資格を獲得するための試験は、第5条に記す 内科学、外科学および産科学の実技試験に限 定される。

第2条 軍医として任命されるのは、この 法律の定むるところにより、王国の全域に於 てあらゆる分野にわたる医療業務を行なう法 的権限を有するもののみとする.

第3条 内科医,外科医,産科医の資格取得には以下の試験に合格しなければならない。

- a. 自然科学
- b. 医学

第4条 自然科学の受験に際しては、オランダ語、ラテン語、フランス語、及び高地ドイツ語、さらに数学、代数学の知識が自然科学の研究の基盤として充全な水準に達していることを当該試験委員に対して証明しなければならない。

試験科目は以下の通りとする:

- a. 物理学;
- b. 化学;
- c. 植物学;

第一条 凡医師薬舗師等此条例ノ通リ試験ヲ経テ 内科医,外科医,産科医,薬舗師,薬舗試補, 薬舗生徒又ハ産婆ノ免許ヲ得ルモノハ和蘭全国 ニ於テ各其術ヲ行フヲ得ヘシ

和蘭大学校ニ於テ医学ノ上等試験ヲ経テ既ニ熟達ノ稱ヲ被リシ者第三条ノ規則ニ随テ内科医外科医産科医ノ等級ヲ得ンニハ追テ大学ノ条例相立近ハ第五条ニ挙ル内科外科及産科ノ実際試験ノミヲ受クヘシ

第二条 軍医ハ此条例ニ随ヒ全国ニ於テ広ク内科 諸科ノ医術ヲ行フヘキ免許ヲ得シ者ニ非レハ其 任ニ当ルヲ得ス

第三条 内科医外科医産科医ノ等級ハ左ノ試験 = 由テ之ヲ得ヘシ

- 一、理学ノ試験
- 二、医学ノ試験

理学ノ試験左ノ如シ

- 甲 理学
- 乙 化学
- 丙 植物学
- 丁 動物及鉱物学
- 戊 薬物学

- d. 動物, ならびに鉱物の博物学;
- e. 製薬学の実務知識;
- f. 解剖学, 比較解剖学, 生理学,

第5条 医学の試験科目は以下の通りとする:

- a. 病理学, 及び病理解剖学;
- b. 薬理学;
- c. 衛牛学;
- d. 法医学;
- e 内科学, 外科学, 産科学;
- f. 調剤学.

上記の内科学,外科学,産科学の各試験は 筆記及び実技の両面で行なう.就中,臨床試 験,すなわち,外科手術,産科手術,処方箋 内容に関する試験では,実用知識を充分審査 するものとする.

上記医学試験を実施するにあたり、受験生は各自、少なくとも2年間内科および外科治療に携わった経験があること、及び現在までに我が国に於て子供をとりあげた経験が少なくとも10例あり、うち2例は異常出産であることを立証すべく我が国で免許を持つ医師の証明書を提出しなければならない。

第6条 例外:

- 1. オランダの大学において医学の学位を 取得した者は、第4条に規定された試験を、 またオランダの大学において医学の予備試験 に合格した者は、(第4条の)a,b,cの科目 の考査を、各々免除される;
- 2. 試験に合格し、他の王国においてその 全領域に渡って医療業務を行なう資格を取得 した者は、第4条及び第5条のa,b.cに規 定された試験、ならびに、自分が少なくとも 2年の間内科及び外科の治療にあたったこと の証明を、各々免除される.

第7条 薬剤師徒弟の資格は、薬剤師徒弟 試験に合格しなければ得られない.

この試験は、オランダ語、ラテン語および 算術の初歩で、それに処方箋に従って調剤す るために必要な知識と能力を有することを証 明するものとする.

第8条 薬剤師助手の資格は、物理学の試験 (natuurkundig examen) に合格しなけれ

癸 解剖学, 比較解剖学, 生理学

第五条 医学ノ試験左ノ如シ

甲 病理学, 病体解剖学

乙 薬剤学

丙 衛生学

丁 裁判医学

戊 内科外科産科

癸 合薬学

内科外科産科ニ於テハ理論及実際ノ試験ヲ受ケ 兼テ外科術産科術并ニ薬方ヲ処スルニ習熟セシ **コノ**明証ヲ示スヲ要ス

右医学ノ試験ヲ受ルニハ其二年以上内外科ノ治療ヲ施セシ所ノ状ヲ当国ノ免許医師一名ヨリ開申シ且産科医ノ目前ニテ平産ノモノ十人難産ノモノ二人ヲ分娩セシメタル所ノ証拠ヲ示サムルヘカラス

第六条

第一款 和蘭大学校ニ於テ既ニ医学ノ得業生トナリシ者ハ第四条ノ試験ニ及ハス又同校ニ於テ医学預科ノ試験ヲ経シ者ハ第四条中甲乙丙ノ試験ニ及ハス

第二款 外国ニ於テ試験ヲ経既ニ広ク内外諸科ノ医術ヲ行フヘキ免許ヲ得シ者ハ第四条第五条中甲乙丙ノ試験并ニ其二年以上内外科ノ治療ヲ施セシ所ノ状ヲ開申スルニ及ハス

第七条 薬舗生徒タルヲ得ルニハ左ノー試験ヲ経 ヘシ

此試験へ則和蘭羅甸ノ語学及算学ノ初歩ナリコ レニ兼テ又其薬方書ヲ作ルニ須(湏)要ノ才学 アルコヲ証スヘシ

第八条 薬舗試補ハ理学ノ試験ヲ経シ者ニ非レハ 其免許ヲ得ヘカラス ば得られない.

この試験を受けられるのは、オランダ語、ラテン語、フランス語及び高地ドイツ語、及び自然科学の勉学に必要とされる数学及び代数学について充分な知識をもつことを、この試験の委員会に示した者に限られる.

試験科目は以下の通り:

- a. 物理学;
- b. 化学;
- c. 植物学;
- d. 動物及び鉱物に関する博物学;
- e. 処方箋に従って調剤するに必要な知識 及び能力

上述の試験科目のうち物理学に限っては, 高等教育に関する法律が制定されるまでは, オランダの大学で自然科学の学位を取得して いる者はこれを免除されるものとする. しか し,上記該当者も, e 項に示された知識及び 技術があることが明らかにされなければ,薬 剤師助手の資格は与えられない.

第9条 薬剤師の資格の認可を受けるため には:

A. 少なくとも2年間,わが国で薬剤師助手 として働いたという証明;

B. 以下の諸点にわたる化学及び調剤学の筆 記試験ならびに実地試験:

- a. 薬草に関する知識;
- b. 薬剤の知識;
- c. 調剤学;
- d. 調剤学の実用技術及び実験室技術;
- e. 毒薬の鑑別と検索法.

以上のうち、オランダの大学に於て薬学の博士課程の試験に合格し、博士号を取得した者も、高等教育に関する法律が別途制定されるまでは、薬剤師の資格を取得するためには、上記B項に記された実技試験のみを受けるものとする.

第10条 軍の (militair) 薬剤師の資格は, 本法律に定めるところに従って薬剤師の資格 を得た者に対してのみ与えられる.

第11条 助産婦の資格を取得するためには:

此試験ヲ受ルニハ先ツ和蘭羅甸佛蘭独乙ノ語学 及理学ニ必要ノ数学点竄ヲ習学セシコノ明証ヲ 試験掛ニ示ス者ニ非レハ之ヲ許サス

試験ノ科目左ノ如シ

甲 理学

乙 化学

丙 植物学

丁 動物及鉱物ノ学

戊 薬方書ヲ作ルニ須(湏)要ノ才学

和蘭大学校ニ於テ理学ノ「カンジタート」ノ等級ヲ得シ者ハ追而高尚ノ学業ヲ試験スヘキ条例相立迠ハ此条ニ挙ル理学ノ試験ヲ受ルニ及ハス然レ氏戊ニ記スル所ノ才学アル者ニ非レハ薬舗試補タルヲ許サス

第九条 薬舗師タルヲ得ルニハ左ノ件ヲ要ス 第一款 理学及実際ノ化学,製薬学并ニ左ノ科 目ヲ試験ス

甲 医薬ニ供スル草木ノ辨

乙 薬物学

丙 製薬学

丁 製煉術 化学ノ製造局ニ於テモ亦之ヲ行

戊 毒薬ノ鑑識及其査出法

和蘭大学校ニ於テ製薬学ノ上等試験ヲ経テ既ニ 熟達ノ稱ヲ被ムリシ者薬舗師タルコヲ得ルニハ 追而高尚ノ学業ヲ試験スヘキ条例相立迠ハ第二 款ノ試験ノミヲ受クヘシ

第十条 兵部ノ薬剤官ハ右ノ条例ニ由テ薬舗師ノ 免許ヲ得シ者ニ非レハ其任ニ当ルヲ許サス

第十一条 産婆ノ免許ヲ得ルニハ左ノ件ヲ要ス 甲 産科ニ入門シテ生徒トナリシ証書及産科医 或ハ他ノ産婆ノ目前ニ於テ平産ノモノ十人以上 a. 当人が、産科の見習として、朕の定める諸条件のもとで、医療監察官のもとに登録し、また産科医あるいは助産婦の同席のもとに少なくとも10例の通常分娩を行なわせた旨の証明:

b. 産科術の筆記及び実地試験.

第12条 上記の医師,薬剤師,薬剤師助手,薬剤師徒弟,あるいは助産婦の試験に合格した者は,(各々の)資格認定を受けるに先立ち,試験委員会の委員長の前で,以下の宣誓(誓約)を行なう:

「私は次のことを誓い(誓約し)ます. 内科, 外科,産科(製薬,産科)術の実施に当って は,法の定めに従い,知識と力の及ぶ限りに おいて最善を尽くします. また,これら医術 の実施に際し,秘密厳守を依頼された事柄, あるいは他言すべきでないと判断した事柄に ついては,証人もしくは検査官として裁判所 より供述を要求された場合,あるいは法によ り報告義務を負わされた場合を除いて,何人 にも漏洩致しません. 神も照覧あれ.」(「以 上,誓約致します」)

第13条 上述の各試験は、薬剤師徒弟ならびに助産婦試験を除き、少なくとも年に2回、王立委員会が之を実施する。また委員会の評議員、評議員から選出する議長ならびに書記官については、朕が毎年任命するものとする。 各評議員に代って、代理者が1名が、朕に

各評議員に代って,代理者が1名が,朕によって任命される.

評議員の旅費,滞在費ならびに参加費は, 国がこれを定め,負担する.

内務大臣は,委員会開催の日時及び場所を 指定する.

第14条 薬剤師徒弟ならびに助産婦の試験は、当該試験が実施される州の医師監察官を議長とし、内務大臣の任命した評議員2名、ならびに前者の試験にあたっては優秀な薬剤師2名、また後者の試験にあたっては産科医2名で構成される委員会が之を実施するものとする。

評議員の旅費,滞在費ならびに参加費は, 国が之を定め負担する.

内務大臣は,委員会を開催する日時ならび

ヲ分娩セシメシコノ証拠 乙 理論及実際産科術ノ試験

第十二条 医師,薬舗師,薬舗試補,薬舗生徒及 産婆各々其試験ヲ終ル時ハ免許ヲ受ルノ前会長 ノ面前ニ於テ左ノ誓詞ヲ発ス

我内科外科産科(製薬術・産科術)ノ業ヲ行フニ当テハ公法ヲ遵奉シ業務ヲ勉励スヘク且秘密ノ事件ハ人ノ倚頼スルト自ラ察知スルトニ抅ハラス裁判ノ事ニ関ワルカ或ハ法例ニ触ルムモノノ外ハ決テ他人ニ洩漏スルコナシ嘻神明ソレ我ヲ加護セヨ

第十三条 以上ノ諸試験ハ薬舗生徒ト産婆トヲ除 クノ外毎年少キモ必ス二回ツム理事官コレヲ施 行ス但其部曲、会長、書記官ハ毎年政府ヨリコ レヲ命ス

又其部曲ハ一部毎ニ代議者一員ヲ置ク 部曲ノ人員ニハ各々定式ノ旅費,滞在料及日給

ヲ与フ

試験掛集会ノ場所及時日ハ国内事務宰相之ヲ指シ 令ス

(ts L)

に場所を指定する.

第15条 試験は公開で行なわれる. ただし, 病床, 化学実験室, 産室において行なわれる 試験は, 試験委員会の議長の許可があった場 合にのみ, 立会いが許される.

その他試験に関するものは全て,法令集に 規定されるものとする.

第16条 第4条に示された試験に合格した 者には、免許状を交付するものとする。

資格の行使は,第5条、7条、8条、9条ならびに11条に示した試験に合格した後にはじめて,之を合法と認める.

第5条に従って資格を得た者は、"arts" [医師] の肩書を名のる権利を与えられる.

第17条 前条第1項に述べた免許状の交付にあたり代金40フロリンを納めるものとする.

法的資格証明書に際しては、以下の金額を 納めることにより、これを合法と認める.

内科,外科,産科の証明書1枚に付60フロリン

薬剤師徒弟の証明書1枚に付10フロリン薬剤師助手の証明書1枚に付30フロリン薬剤師の証明書1枚に付50フロリン 薬剤師の証明書1枚に付50フロリン 助産婦の証明書1枚に付10フロリン

免許状ならびに証明書交付の代金は,委員会費用から控除されるが,その場合には旅費 滞在費ならびに参加費は国家の負担とはならない.

オランダの大学において medicinae doctor ならびに, artis pharmaceuticae doctor の学位を取得した者は、上記料金の支払いを免除される.

経過措置条項

第18条 上記法律が施行されるにあたり, オランダの大学に於て医学の学位を既に取得 している者は,その時点までに有効であった 規定に従って,彼が博士の肩書を取得した医 学分野で実践業務を行なう資格を有する.

第19条 第2条に示された制限は、1865年 9月1日以前に、王立軍医教習所に於て教習 生の資格を有していた者に対しては適用され ないものとする。 第十五条 試験ノ時ハ公ニ布告メ諸人ノ臨席ヲ許ス但病床,化学製造局,及産酵ニテ行フ所ノ試験ハ其会長ノ許可ヲ得ルニ非レハ妄ニ立入ルヘカラス

右ノ外試験ニ関ル事件ハ凡テ地方官ノ規則ニ由 テ処分スヘシ

第十六条 第十四条ノ試験ヲ終ル者ニハ印票ヲ与

第五条第七条第八条第九条第十一条ノ試験ヲ終 ル者ニハ免許状ヲ与フ

第五条ノ試験ヲ経テ免許ヲ得ル者ハ「アルツ」 ノ稱ヲ受クヘシ

第十七条 前条第一段ノ印票ヲ受ルニハ四十元ヲ 納ムヘシ

免許状ヲ受ルニハ左ノ金額ヲ納ムヘシ 内科外科産科ノ免許状 六十元

薬舗生徒ノ免許状 十元

右印票及免許状ノ金ハ試験集会ノ諸入用ヲ差引 テコレヲ官庫ニ納ム但部曲ノ旅費滞在料休業手 当金ノ加キハ此入用ノ中ニ算セス

和蘭大学校ニ於テ医学士或ハ薬剤学士
ノ等級ヲ得シ者ハ前段ノ出金ニ及ハス

旧法処分ノ条例

第十八条 此条例発行ノ時和蘭大学校ニ於テ「カンジダート」トナリシ者ハ医術中其学士ノ等級
ヲ得タル科目ダケハ当時ノ規則ニ由テ之ヲ行フ
ヲ許ス

第十九条 一千八百六十五年第九月一日前ニ於テ 軍医ノ教育学校ニ入リシ生徒ハ第二条ノ規則ニ 関係ナシ

第20条 本法律が施行されるにあたり、内 科学、外科学、産科学の博士号を有する者は、 以下の諸状況を考慮し、下記資格を認められ るものとする。すなわち、内科医の博士号に 付随する資格のもとでは、部分的に医薬品を 投与することにより外科医の要請による治療 を行なうことが認められる。また、関節炎、 皮膚疾患,静脈瘤の治療の際、局部的な痛み を和らげるために包帯を巻くことも認められ るものとする. 瀉血ならびに局部的な放血措 置,膿傷の開破および傷の縫合の措置,動脈 性出血の止血, また, 骨折治療, 脱臼の救急 手当として暫定的に包帯を巻くこと: 切断手 術を行なわずに嵌頓を開いた後でのヘルニア の発生、及び脱腸帯のとりつけ; 尿量が減少 した際の導尿カテーテル措置: 歯科手術. ト 記以外の手術については、必要性が生じた場 合には行なうことを認めるが、その際には24 時間以内に監察官にその旨を届け出る義務が あるものとする.

上記指示は外国の大学で資格を取った者, また当法律が施行されるにあたり,1818年3 月12日施行の法律(法令集 No.16)の第8条 に該当する者に対しても同じく適用される.

第21条 この条例の発布より少なくとも 4 ケ月前に許可を受けた以下に列挙する医師は, 王国内のいかなる市町村においても, 医療業 務もしくはその一部を行なう資格を有する.

- a. 地方の外科及び産科医
- b. 地方の外科医
- c. 都市部の外科及び産科医
- d. 都市部ならびに地方の外科医
- e. 産科医
- f. 薬剤師
- g. 歯科医

同様にまた,上記の医師は,以下の業務を 行なう資格を有する:

- a. 医療分野全領域の実施
- b. 内科医及び外科医の補佐
- c. 外科医ならびに産科医の補佐
- d. 外科医の補佐
- c 及びd 項の外科医の補佐を行なう権限とは、治療が外科領域のものではない場合に於

第廿条 此条例ノ発行前内科外科或ハ産科ニ於テ 学士ノ等級ヲ得シ者ハ左ノ権限ヲ以テ其術ヲ行 フヲ得ヘシ乃チ内科医ハ身体ノ局部ニ医薬ヲ用 テ外科ノ諸病ヲ療シ繃帯ヲ施シテ関節病皮膚病 腫物静脉腫等ノ如キ局局処病ヲ治スルコ刺絡及 局処ノ瀉血ヲ施シ膿腫ヲ開破シ創寒ヲ縫合シ出 血セル動脉ヲ結紮シ骨傷及脱臼ヲ治スルコ切断 手術ヲ施サスシテ腸墜ヲ収メ尿閉ニ測泡子ヲ施 シ并ニ歯牙療法ヲ行フ是ナリ爾余ノ諸術ハ急迫 ノ時ニアラサレハ之ヲ行フヲ許サス但之ヲ行フ 時ハ二十四時ヲ出テス監督ニ報告スヘシ 外国ノ大学校ニ於テ印票ヲ得此条例ノ発行前千 八百十八年三月十二日ノ規則中第八条ニ基テ許 可ヲ受シ者モ亦前ニ同シ

第廿一条 此条例ノ発行ョリ少キモ四ヶ月以前ニ 許可ヲ受ケタル医師ハ医術ノ全科若クハ其一科 ヲ行フヲ得ヘシ其医ハ即チ左ノ如シ

- 甲 村落ノ外科産科医
- 乙 村落ノ外科医
- 丙 市中及村落ノ外科産科医
- 丁 市中及村落ノ外科医
- 戊產科医
- 癸 薬舗師
- 庚 牙科医

右ノ内

甲ハ広ク全科ノ医術ヲ行フヲ得ヘシ 乙ハ内科及外科ノ撃助ヲ為スヲ得ヘシ 丙ハ外科及産科ノ撃助ヲ為スヲ得ヘシ 丁ハ外科ノ整助ヲ為スヲ得ヘシ

右ノ外丙丁ハ外科ノ諸病ニ内服外用ノ薬剤ヲ処 スルヲ得ヘシ

戊ハ産科ノ撃助ヲ為スヲ得ヘシ 右ノ外又産婦ニ内服外用ノ諸薬ヲ処スルヲ得ヘ シ ける内服薬ならびに外用薬の処方もしくは投 与を意味するものとする.

e. 産科医の補佐.

産科医の補佐を行なう権限とは、外用薬を 処方あるいは投与することを意味するものと する.

- f. 調薬の施行について;
- g. 歯科医術の実施について.

歯科医の法的権限はその範囲を口腔ならび に歯科治療に限るものとする.

第22条 本法律が施行される少なくとも 4 ヶ月前から、有資格の船医は、商船の乗組員ならびに乗客に対して、外科及び内科治療の補佐をする資格を有する.彼ら(船医)はさらに民間人としての外科医の資格をもつものとする.

第23条 本法律の施行,もしくは第19条に 記した条項に従って,衛生医官の資格を有し ている者は,以下の場合,外科医ならびに内科 医の補佐を行なう資格を有するものとする:

- a. 王国の海陸軍に属するもの, ならびに その家族全員;
- b. 軍人以外のものでは,王国の海陸軍に 属している間に罹病したもの,もしくは王国 補給庫ならびに作業場に奉職しているもの及 びその家族:
- c. 法務大臣がこれを必要と判断した場合 には, 囚人および監獄に勤務する者, ならび にその家族;
- d. 内務大臣の権限にのっとり, 海軍大臣, 或いは陸軍大臣の承認を得, かつその権限 を代行する医療監察官により, 要請された場合;
- e. 一時的な補助が必要な場合で、それ以外に方法がないとされる時;
- f. その者の助言もしくは補助を,法律上, 資格を有する医師から要請された場合.

この権限は、軍薬局で薬剤業務に連っている人に対しても同じく有効であるものとする.

第24条 この条例の施行の時点で恩給を受けているか、あるいは別の名誉ある形で業務から退いた一等、二等の衛生医官(officieren von gezondheid)、およびこの条例の施行の

癸ハ製薬術ヲ行フヲ得ヘシ 庚ハ牙療ヲ行フヲ得ヘシ 牙医ハロ中薬及歯薬ヲ患者ニ授ルヲ得ヘシ

第十二条 此条例ノ発行ョリ少キモ四ケ月以前ニ 許可ヲ受ケタル船医ハ渡海客及商船乗組人ノ治 療ヲ**撃**助スルヲ得ヘク又市中ノ外科医タルヲ得 ヘシ

第廿三条 此条例発行ノ時或ハ第十九条ノ規則ニ テ衛生医官トナリシ者ハ左ノ人員ニ治療ノ**撃**助 ヲナスヲ得ヘシ

甲 海陸軍ノ官員及其家族

乙 海陸軍病院ニ属スル平人或ハ兵船厰及諸 製作場ニ使役スル職人及其家族

丙 司法宰相ノ求アル時ハ罪人囚獄吏及其家 族ノ治療ヲ**撃**助スルヲ得ヘシ

丁 海軍或ハ陸軍宰相ノ立会ニテ医務監督ヨ リ国内事務宰相ノ命ヲ以テ之ヲ求ル時モ亦同 前タルヘシ

戊 何人ニ限ラス急病ニ罹テ他医ノ助ケナキ 者ハ之ヲ療スルヲ得ヘシ

癸 此条例ニ由テ免許ヲ受ケタル医師ヨリ招 カルム時ハ其療法ヲ商議シ或ハ其術ヲ**撃**助ス ルヲ得ヘシ

第廿四条 第一等第二等ノ衛生医官此条例発行ノ 時既ニ致仕シテ安置銀ヲ受ケ或ハ他ノ顕栄ヲ被 ル者及此時尚奉職スル者其等級ヲ持シ或ハ顕栄 ヲ被リテ退職スル時ハ全国ニ於テ広ク医術ノ全 時点でなお医療業務にたずさわっている衛生 医官は、彼らがこの等級を持ち、上記の方法 で業務を退く時には、王国全土において内科 外科の医療業務にたずさわる資格を有する.

この法律が実施されるに際し、軍属薬剤師の地位に就いている、もしくは同地位に就いていたことがあり、名誉ある形で業務から退いた者は、試験を改めて行なわなくても、薬剤師としての資格を有する.

この規定は、同様の地位をもち同様の形で 植民地での業務を退いた衛生医官及び軍属薬 剤師に対しても適用される.

第25条 この法律が施行されるに際し、現職の助産婦は、王国内の医療全般にわたる業務の実施に対して法的権限を有するものとする。

第26条 第4条第1項ならびに第8条第2 項に前述した証明書の交付,及び第7条に記 した試験に関して,以下の者は之を例外とす る. 即ち,当該法律の施行される2年前まで に,州もしくは居住地の医療委員会により内 科医学或いは薬学の徒弟として登録されてい る者.

第27条 当該法律が施行されるに際し、既 に医療を部分的に実施する権限を有している 者,及び第20条,21条,22条に記されたとこ ろに従ってその法的権限を拡大せんとする者 を対象に実施する試験に於ては、当該受験者 は資格既得の分野については、その試験を免 除されるものとする.

上記に該当する者については,第5条に記された試験を,王立委員会が実施するものとする.

第28条 当該法律が施行されるにあたって、衛生医官の官位にある者、もしくは官位についていた者は、第4条ならびに第5条a, b, c 及びf, 及びe のうち内科学と外科学分野に言及するものに関する試験については、之を免除されるものとする.

最終規定

第29条 本法律の定めに対立する法律及び 規定は、破棄されるものとする. 科ヲ行フヲ得ヘシ

此条例発行ノ時兵部薬剤官ノ等級ヲ得或ハ既ニ 之ヲ得シ者顕栄ヲ被リテ退職スル時ハ再試験ニ 及ハス薬舗師タルヲ得ヘシ

属地ニ在勤セル医官及薬剤官同上ノ等級或ハ顕 栄ヲ得テ其職ヲ免セラルム者モ亦右ノ加シ

第廿五条 此条例発行ノ時既ニ開業セン産婆ハ諸 人ニ其業ヲ行フヲ得ヘシ

第十六条 医学或ハ製薬学ノ生徒此条例ノ発行ョ リ二年以前其他ノ医務掛ニ其入学ヲ届ケシ者ハ 第四条ノ第一節第八条ノ第二節ニ載スル所ノ証 拠及第七条ノ試験ニ及ハス

第廿七条 此条例発行ノ時既ニ医術中ノー科ヲ行 フヘキ許可ヲ得シ者第廿条第廿一条第廿二条ノ 外尚広ク其術ヲ行ハント欲スルモノハ更ニ他ノ 科目ヲ試験ス

此試験ヲ受ルニハ第五条ノ試験掛理事官ノ前ニ 於テスヘシ

第廿八条 此条例発行ノ時衛生医官ノ等級ヲ得或 ハ既ニ之ヲ得ル者ハ第四条第五条ニ載スル甲乙 丙丁癸及戊<mark>外科</mark>ノ試験ヲ受ルニ及ハス

第廿九条 此条例ニ矛盾スル所ノ法例及布告類ハ 一切取消スヘシ 第30条 本法律は、1866年1月1日もしくはそれ以前に効力を発するものとする。同法律が法令集に記載され、関連の内閣各省、当局、官吏がこれを正しく実践することをここに命じるものである。

1865年6月1日 ハーグに提出

ヴィレム

内務大臣 トルベッケ

1865年6月2日公示 司法大臣 オリヴィエ

参考文献

1) 川瀬 清: 薬史学雑誌, 22, 77 (1987).

STAATSBLAD

VAN RET

KONINGRIJK DER NEDERLANDEN,

VOOR HET JAAR 1865.

GOUDA.
G. B. VAN GOOR.

ARNIERI,
P. A. 199 JONG.

オランダ帝国法令集 1865 年版表紙

第三十条 此条例ハー千八百六十六年第一月一日

令発行モノナリ

オランダ 1865 年法第60号と山崎文庫「行医ノ条例」

Royal Dutch law No. 60 (1865) and 'the law of medical practicing'

訳本での表題「行医ノ条例」は医師および 助産婦が就業する場合を規定した法令の意味 である。原文は4章23条、訳本は4章21条と なっている。

第1章は第1条から第3条までで総則.

第2章は本法律の中心部分で;

第4条は開業手続き、

第5条は患者死亡時の処置,

第6・7条は流行病の取扱い、

第8条から第11条までは薬物治療関係で,

第8条は処方せんの様式, 第9条は医薬分業の実施, 第10条は無資格医の投薬, 第11条は薬剤師との特約の禁止, 第12条から第14条までは船医関係の規定, 第15条から第17条までは助産婦の就業規定, 第3章,第18・19条は罰則規定. 第4章は経過措置で第20・21条のみが訳出 されている。

オランダ帝国法条文 および 山崎文庫訳本条文

(第60号) 1865年6月1日制定, 医術の実 行を規定した法律*

朕,ヴィレムⅢ世,神の恩寵により,ネーデルランド国王,オレンジ-ナッソー公,ルクセンブルク大公、等々々.

これを見, あるいは聞き, 読まん者すべて に幸あれ! すなわち:

かように朕は,医術の実行を法に定めることの必要性を考慮した;

朕は枢密院の考えを聞き,また議会の大方の意見に従い,これを承認し了解した. 同様に以下についても承認し了解するものである:

§1. 総 則

第1条 医業の実施,法が業として理解している内科,外科,産科分野での助言ないし援助業務は,法に従ってこれに関する資格が与えられている者だけに許される.

行医ノ条例

(ts L)

第一章

第一条 凡医師内外科及産科ノ治法ヲ商議スルト 自ラ其術ヲ施ストニ构ハラス凡テ条例ニ由テ免 許ヲ得ル者ニ非レハ之ヲ行フヿヲ得ス

^{* (}No. 60.) WET van den 1sten Junij 1865, regelende de uitoefening der geneeskunst.

第2条 朕は,王国領土内に居住する外国人,専門家に対し,また流行病の際には法によって資格を与えられていない住民に対しても,定められた条件のもとで医療業務を行なうことを許可する。この認可は,随時,取り消されうる。

第3条 ひとり、医療のみは、その法的権限の範囲内に限り、自身が治療を行なっていることを公にし、或いは自身が医師であることを公衆に示すに足る肩書を名乗ることを許されるものとする。

§2. 医師および助産婦について

(第4条 医師及び助産婦は、医業を始めるに先立ち、各々の居住せる州の監察官に対し 各自の資格証明書を明示するものとする。

この証明書の有効性についての証明が求められた場合には,これを立証する法的な証明が提出されなければならない.

医師および助産婦は、その資格証明書にもとずき、居住地の行政長官に対し、本人がその居住地域において医師或いは助産婦として就業する旨を届け出るものとする。業務実施のためある市町村に一時的に滞在する場合、その医師は、当該市町村の長に対し、彼(医師)が本来居住する市町村の監察官によって証明を受けた自らの資格証明書を、提示する.

第5条 医師は患者の死に際しては、登記係戸籍吏に代わって患者の死亡証明書にサインし、その死を承認するものとするが、秘密遵守の宣誓に反さない範囲内で、でき得る限り患者の死因を明確かつ精確に述べるものとする。

第6条 医師及び助産婦は、その担当地域内に於て、公衆の健康に害を及ぼすような病気が発生した場合には、速やかに、遅くとも3日以内に、その州の監察官、及び市長にその旨を届け出るものとする.

第7条 医師及び助産婦は,種痘を実施し, 或いは天然痘(疱瘡)患者を治療した際には 2週間以内に,その旨を関係者に申し出るも のとする.

その写し1通は彼らによって保存され、そ

第二条 王国ノ内外ニ住スル外国人及大学者モ亦 事宜ニ由テ医術ヲ行フコヲ許ス又流行病アル時 ハ免許ヲ受ケサル人民ト雖ル治療ヲ許スコアル ヘン但此許可ハ其時限リタルヘン

第三条 凡ソ医師ノ其術ヲ行フコヲ報告シ或ハ其 医タルヲ表スル所ノ称号ヲ附スルニハ必其権限 ヲ越ユヘカラス

第二章 医師及産婆ノ規則

第四条 医師及産婆其業ヲ開ント欲スル者ハ其免 許状ヲ居住地ノ監督ニ差出シ監督ノ改ヲ受クヘ シ

右改ヲ受ルニハ法ノ如ク其属籍居住ノ証書ヲ具 スヘシ

改済ノ免許状ハ其土地ノ戸長ニ示シ且某地ニ住 スル医師或ハ産婆タルコヲ知ラシムヘシ

又一時他所ニ寄留〆其業ヲ行ハント欲スル者ハ 其本貫ノ監督ニテ改済ミタル免許状ヲ寄留地ノ 戸長ニ示スヘシ

第五条 施治ノ患者死スル時ハ之ヲ其地方官ニ届 ケ且其病死ノ原因ヲ詳細ニ開申スヘシ

第六条 大二人民ヲ害スル流行病アルヲ知ラハ三 日ヲ出テス其地方ノ監督及戸長里正ニ届出ツヘ シ

第七条 種痘ヲ施シ或ハ天然痘ヲ療スル時ハ其経 過後十四日以内ニ之ヲ書記シテ関係ノ官吏ニ報 告スヘシ

右ノ写ハ貯へ置テ翌年一月限リ之ヲ地方官ニ出 スヘシ の際報告された行為あるいは処置が行なわれ た年の終了後遅くとも1か月以内に市町村役 所に提出される.

第8条 医師及び助産婦は、処方箋がした ためられた日付、薬剤の使用方法を明確に処 方箋の上に記し、その処方箋に氏名の頭文字 を示すか署名する.

第9条 医薬品の交付は、本条文に規定されている場合を除いて、たとえ彼らが薬剤師の資格を獲得している場合でも、すべての医師に対して、これが禁じられる.

医師は、同人が医業を営んでいる地区内に 業務を行なっている薬剤師がいない場合には、 その地域内で医業を営んでいる限りに於ては 医薬品を交付する法的権限を有するものとす る.業務を行なっている薬剤師がいない地域 に限っては、本来の医業を営む地域以外に於 ても同様に上記法的権限を認めるものとする.

業務を行なっている薬剤師が1名しかいず, 同人が業務を遂行できなくなったような地域 に於ては、当該地域を担当する州の郡長官は、 医師に対し医薬品を交付する旨、認可を与え ることが許される.

医薬品を交付する資格を与えられている医師は、精巧な測定器、分銅、秤、そして彼らにより製作され、監察官によって調査裏書されたリストに記載された医薬品をつねに目に見えるところに置いておくものとする。上記リストには、枢密院令により指定された医薬品を遺漏なく記載するものとする。

医師は、彼ら自身が不在の際にも、医薬品 及び毒物を、管理委員会及び監察官が検査及 び調査できるように配慮する.

上記医薬品は、その交付を準備する際に、 医師、薬剤師助手、薬剤師従弟を除いて、他 の如何なる者の手にも渡ってはならない。

第10条 前条項の規定に従い,医薬品交付の資格を有しない医師が,秘密の病気の際に, 医薬品を患者に交付する場合,その医薬品は, それらが用いられている形で,当該患者自身 のもとに,薬剤師によって届けられるものと し,かつこれら医薬品には後者の封印がつけ られていることとする。 第八条 処方書ハ年号月日及其薬ノ用法ヲ詳載シ 其下ニ己ノ姓名ヲ記スヘシ

第九条 医師ヨリ病者ニ薬ヲ授ルコハ此条例ノ外 堅ク之ヲ禁ス製薬剤術ノ免許ヲ得シ者ト雖之ヲ 許サス

薬舗コレナキ土地ニ住スル医師ハ其在留ノ間限 リ投薬スルコヲ許ス但他所ニテモ薬舗コレナキ 地ハ同様タルヘシ

総ニー軒ノ薬舗ノミコレアル地へ其所ノ議員行司ニテ医師ノ説ヲ聞キ以テ投薬ヲ許スヘシ 投薬ノ許可ヲ得タル医師ハ精好ノ薬秤法馬及其 目録ニ記載シテ監督ノ点検ヲ経タル諸薬品ハ悉 皆之ヲ整備シ見易キ様ニ配列シ置クヘシ右目録 ニハ国法ニテ定ル所ノ薬品一切欠クヘカラス 検査掛及監督来リテ其薬品毒薬等ヲ互検スル時 ハ本人他出中タリトモ差支ナキ様致シ置クヘシ

第十条 前条ノ規則ニ随ヒ投薬ノ免許ヲ得サル所 ノ医士秘密ノ病者ニ薬ヲ与ヘント欲スル時ハ法 ノ如ク製シタル薬ヲ薬舗主ヨリ受取リ其封印ノ 儘之ヲ病者ニ送ルヘシ 第11条 医師は、彼らの患者に対する医薬 品の交付に関して、直接的または間接的に薬 剤師と協定を結ぶことを禁じられる.

第12条 船上の業務に携わる医師は、各航 海の際毎に、彼らの資格証明を当該市町村の 監督官から受けることとする。

この証明の提示がなければ、彼らは、船の乗員名簿に記載されない.

第13条 船上の業務に携わる医師は、彼らによって作成され、監察官によって検査されたリストに挙げられている医薬品及び器材類を、船中の閉鎖された一室あるいは、彼らが常にその鍵を携帯している容器の中に入れておくものとする.

第14条 船長, もしくは船長の代役を務める者は, 日誌に, 乗船している医師が前述の規定に違反する行為をした場合にはその旨を記入するものとする.

日誌の中で上記行為に言及した部分の抜粋は、船が寄港予定地に到着した際に、州の監察官に提出されるものとする.

第15条 助産婦は、何ら障害のない平産の際にのみ、産科上の補助および助言を行なう資格が与えられている。上記以外の如何なる場合に於ても、助産婦は産科医の資格を有する医師の補佐を求めるものとする。

このことができない場合,助産婦は,別の 医師,必要とあれば,別の助産婦の補佐を求 めるものとし,また当面の事態に対し措置の 遅滞が許されない類のものである場合には, 自ら事態に対処するものとする.

上記の場合,産科的器具の使用は助産婦の 権限外のものである故,患者の手当を済ませ た後24時間以内に,その旨を監察官に届け出 る義務があるものとする.

第16条 助産婦は、出産の際に灌腸を施したりカテーテルを使用することについては、 法的権限を持つものとする.

医師の命令による場合には,助産婦は出産 以外の場でも,同様にカテーテルの使用,灌 腸や放血の措置をとることが許される.

第17条 助産婦は、その有する産科術の知識について医療官吏によって求められたすべ

第十一条 医師自身又ハ中人ヲ以テ薬舗主ト約定 ヲ結ヒ病者ニ薬ヲ送ルコハ禁止タルヘシ

第十二条 船医ハ航海ノ回毎ニ必免許状ヲ其地ノ 監督ニ出シテ改ヲ受クヘシ改済ノ免許状無之者 ハ其名ヲ船丁冊ニ載スヘカラス

第十三条 船医ハ其目録上ニ記載シテ監督ノ点検 ヲ経タル薬品器機類ヲ船中ノ一室或ハ箱ノ中ニ 蔵シ置始終其鑰ヲ携帯スヘシ

第十四条 船医若シ航海中前段ノ法ヲ犯スコアレ ハ船主或ハ代理者其状ヲ日冊ニ録シ置州内到着 ノ港ニ於テ其地ノ監督ニ訴フヘシ

第十五条 凡ソ産婆ハ平産ノ時ノミ撃助ヲ為スヲ 得ヘシ其余ハ必産科免許ノ医士ヲ招テ助力ヲ受 ルヲ法トス若シ其医来ラサル時ハ他ノ産婆ヲ呼 フヘン然レル事実急迫ニシテ其猶予ナキ時ハ躬 親ヲ施術スルコアルヘシ但産科器械ハ用フルヲ 許サス且又此時ハ分娩後廿四時ヲ出テス之ヲ監 督ニ届出ヘシ

第十六条 産婆ハ臨産ノ婦人ニ灌腸ヲ施シ測泡子 ヲ用ルヲ得ヘシ

但臨産ノ者ニ限ラス平常ノ病婦ニテモ医士ノ処 方ニ随テ同上ヲ施ン蜞針ヲ貼スルハ妨ナシ

第十七条 産婆若シ医務ノ官員ョリ詢問ヲ受ル時 ハ委シク其施術ノ状ヲ開申スヘシ ての情報を彼らに提供する.

§3. 罰 則

第18条 医療を行なう法的権限を持たない者が医療を行なった場合には、3か月以上1年以下の懲役ならびに75フロリン以上300フロリン以下の罰金の双方、あるいはそのいずれか一方の刑に処するものとする。

医師もしくは助産婦が、己の有する法的権限の範囲を逸して医療行為を行なった場合にも同様に違法行為とみなすものとする.

上記の場合には、1854年6月29日より施行されている刑法法典(法令集 No. 102)の第463条ならびに第20条が適用されるものとする。

第19条 本法文に別途記されている違法行為をなしたり、或いは必要に迫られて医療行為を行なったものの、当該医師の有する法的権限を逸脱するものであり、その旨を24時間以内に監察官に届け出なければならないとする条項に従わなかった場合には、10フロリン以上200フロリン以下の罰金刑に処するものとする。

初回の処罰から2年以内に再び違法行為を犯した者は、罰金の上限を500フロリンに増加する他、さらに3日以上1年以下の懲役刑を課すものとする.

1854年6月29日より施行されている刑法法 典(法令集 No. 102)の第463条ならびに第 20条が上記場合に適用される.

§4. 経過措置

第20条 本法律が施行されるにあたり,医薬品の交付に関して既に法的権限を有している医師は,現居住地に留まり,その時点で有資格である者に限り,その法的権限を認めるものとする.

第21条 本法律が施行されるにあたり,医療の全域もしくは一部に於て業務を営む法的権限を有する者は全て,6か月以内に,業務を行なう地域を担当する州の監察官から,法的権限を証明する査証の交付を受ける義務があるものとする.

第三章 犯罪罰則

第十八条 凡ソ免許ヲ得スダ医術ヲ行フ者ハ三月 乃至一年ノ間監倉ニ入レ又ハ七十五元至三百元 ノ罰金ニ処シ或ハ監倉罰金共ニ命スルコアルヘ シ

医士産婆ニ限ラス権限外ノ術ヲ行フ者ハ無免許 行医者ト同罪タルヘシ

第十九条 此条例 = 掲載スル所ノ諸規則ヲ犯ス者 及急迫ノ時ノミ医術ヲ行フヘキ免許アル医師其 施術後廿四時以内ニ監督ニ届出サル者ハ十元乃 至二百元ノ罰金ニ処スヘシ

一回犯罪ノ後二年ヲ過キス再ヒ其罪ヲ犯ス者ハ 五百元ノ罰金ニ処シ且三日乃至一月間監倉ニ入 ルヘシ

旧法処分ノ条例

第廿条 此条例発行ノ時既ニ投薬ノ免許ヲ得シ者 ハ其地在住ノ間限リ投薬スルヲ得ヘシ

第廿一条 此条例発行ノ時既ニ医術ノ全科又ハ其 一二科ヲ行フヘキ免許ヲ得シ者ハ六ヶ月ノ内其 免許状ヲ居住地ノ監督ニ出シ其改ヲ受クヘシ 第22条 1818年3月12日施行の法律(法令集 No. 16),同じく1838年3月27日(法令集 No. 10)ならびに1816年7月28日(法令集 No. 32)の各法律は、その法に基づく規則ならびに同法より敷衍される全規則が、本法律の定むるところに反する場合に於ても、適用されるものとする。

第23条 本法律は1866年1月1日もしくは それ以前に効力を発するものとする。同法律 が法令集に記載され、関連の内閣各省、当局、 官吏がこれを正しく実践することをここに命 じるものである。

1865年6月1日 ハーグに提出

ヴィレム

内務大臣 トルベッケ

1865年6月2日公示 司法大臣 オリヴィエ (ts L)

編集後記

事務局所在地の変更

日本大学理工学部薬学科は、1988年度より同大学薬学部に昇格し、船橋市習志野台の新キャンパスに移ることとなりました。木村雄四郎前会長の時代より長期間にわたり日本薬史学会事務局を引き受けて頂いておりましたが、校舎新築移転という事態に対応するため、下記の如く東京薬大へ事務局を移すことになりました。

本薬史学会の活性化に乗り出している重大な時で もあり、旧来にも増してご接助給わるよう、お願い 申し上げます。

記

〒192-03 東京都八王子市堀之内 1432-1 東京薬科大学内 日本薬史学会事務局 電 話 0426-76-5111(代) 担 当 川瀬 清(内線 607)

山田健二 (内線 868)

薬史学会文庫の開設

明治薬科大学当局の理解ある援助を得て,同大学 世田谷校に「薬史学会文庫」の名称を持つ部屋が出 来ました。

現在,各薬科大学(薬学部) 史および製薬会社などの社史について寄贈を受け,その他薬史学を学び,研究を進める上での参考になる資料を収集しつつあります.一般公開は秋になる予定です.

活発な学会活動を目ざして

日本の薬学会全体のなかで薬史学研究の占める割合は、諸外国に比べてまだまだ小さいと言うほかはありません.このような時期の学会は、研究の質的向上とともに、普及活動も合わせ行わねばなりません.

機関誌・紙の充実,研究会・見学会の開催など地 道な活動に取組む計画を建てています.

(川瀬 清)

薬史学雑誌投稿規定

(1985年度より施行、1988年4月総会で改正)

- 1. 投稿者の資格: 原則として本会々員であること (共著者はこの限りではない). 会員外の原稿は編集委員会の承認を経て掲載することがある.
- 2. **原稿の種類**: 原稿は医薬の歴史, およびそれに関連のある領域のものとする. ただし他の雑誌(国内国外を問わない)に発表したもの、または投稿中のものは掲載しない.
 - (4) **原報**:著者が新知見を得たもので和文,英文のいずれでもよい. 原則として図版を含む刷り上り8頁以内(英文は6頁以内)とし、刷り上り頁数は偶数であることがのぞましい.
 - (ロ) ノート: 原報にくらべて簡単なもので、断片的あるいは未定の研究報告でもよい. 和文・英文どちらでもよい. 図版を含む刷り上り2頁または4頁とする.
 - (1) 史伝: 医薬に関係した人, 所, 事蹟等に関する論考, 刷り上り6頁以内とする.
 - (三) **総説**: 原則として本会から執筆を依頼するが、一般会員各位の寄稿を歓迎する. そのとき は予め連絡していただきたい、刷り上り6頁以内とする.
 - (お) **雑録**:見学,紀行,内外ニュースなど会員各位の寄稿を歓迎する.刷り上り2頁以内とする.
- 3. 原稿の体裁: 日本薬学会投稿論文執筆規定(ファルマシア第19巻1号に掲載されている)に 従うこと. 和文は楷書で平がな混り横書とし、かなづかいは現代かなづかいを用い、漢字は止むをえない場合のほかはなるべく当用漢字で書くようにつとめること、なお原稿およびノートには簡潔な英文要旨を著者において作成添付すること(英文の場合は和文要旨を同様に付すこと).

和文原稿は薬学会所定 400 字詰原稿用紙またはこれに準じたものを用いること(原稿用紙 4 枚が刷り上り1頁にほぼ相当する). 英文原稿は良質厚手の国際判(21×28 cm)の白地タイプ用紙を用い、黒色で1行おきにタイプ印書すること.

- 4. 原稿の送り先: 本原稿1部, コピー1部を「(郵便番号 192-03) 東京都八王子市堀之内, 東京薬科大学内, 日本薬史学会」宛に書留で送ること. 封筒の表に「薬史学雑誌原稿」と朱書すること. 原稿到着日を受理日付とし, 到着と同時に投稿者にその旨通知する.
- 5. 原稿の採否: 原稿の採否は編集委員会で決定する. 不採用または原稿の一部訂正を必要とするときはその旨通知し、編集技術上必要があるときは原稿の細部の体裁を変更することがある。
- 6. 投稿料,別刷料および図版料:投稿者はその原稿が印刷発行されてから1ヵ月以内に,原報,ノート, 史伝,総説(依頼されたものを除く)は和文刷り上り1頁につき1,000円, 英文刷り上り1頁につき1,500円を払込むこと.

版下料, 凸版料, 写真製版料, 別刷料については別に実費を申し受ける.

別刷部数を希服するときは、投稿の際にその部数を申込むこと.

- 7. **正誤訂正**: 著者校正を1回行う. 論文出版後著者が誤植を発見したときは,発行1ヵ月以内に通知されたい.
- 8. **発行期日**: 原則として毎年 6 月および 12 月の 2 回とし,各 30 日を発行日とし,受理年月日順に掲載する.

日本薬史学会会則

(1988年4月総会で一部改訂)

- 第1条 本会は日本薬史学会 The Japanese Society of History of Pharmacy 第7条 本会に次の役員をおく. 会長1名, と名付ける.
- 第2条 本会は薬学、薬業に関する歴史の調 査研究を行い、薬学の進歩発達に寄 与することを目的とする.
- 第3条 本会の目的を達成するために次の事 業を行う.
 - 1. 総会(毎年日本薬学会の年会の 時に行う.
 - 2. 例会(研究発表会,集談会).
 - 3. 講演会、シンポジムウ、ゼミナ ール、その他、
 - 4. 機関誌「薬史学雑誌」の発行, 当分の間年2回とする.
 - 5. 資料の収集, 資料目録の作製.
 - 6. 薬史学教育の指導ならびに普及.
- 7. その他必要と認める事業. 第4条 本会の事業目的に賛成し、その目的 の達成に協力しようとする人をもっ
- て会員とする. 第5条 本会の会員および年額会費は次の通

りとする. 通常会員

5,000 円

学生会員

2,000 円

外国会員

5,000 円

賛助会員

30,000円 (一口)

名誉会員

随意

第6条 名誉会員は本会の発展に寄与したも ので会長の推せんによって選任し, 総会の承認を得るものとし、その資 格は終身とする.

- 幹事若干名, 評議員若干名, 役員の 任期はカ2年とし重任することを認 める.
 - I. 会長は総会で会員の互選によっ て選び、本会を代表し会務を総 理する.
 - 2. 幹事は総会で会員の互選によっ て選び, 会長を補佐して会務を 担当する.
 - 3. 幹事中若干名を常任幹事とし、 日常の会務および緊急事項の処 理ならびに経理事務を担当す
 - 4. 評議員は会長の推薦による.
- 第8条 本会に事務担当者若干名をおく. 運 営委員会は会長これを委嘱し、常任 幹事の指示を受けて日常の事務をと る.
- 第9条 本会の事業目的を達成するため別に 臨時委員を委嘱することができる.
- 第10条 本会は会長の承認により支部又は部 会を設けることができる.
- 第11条 本会の会則を改正するには総会で出 席者の過半数以上の決議によるもの とする.
- 第12条 本会の年度は、毎年4月1日に始ま り,翌年3月31日に終わる.
- 第13条 本会の事務所は東京都八王子市堀之 内 1432-1 東京薬科大学内におく.

編集幹事:川瀬 清,山田光男,滝戸道夫

昭和63年(1988) 6月25日 印刷 昭和63年6月30日 発行

発 行 人:日本薬史学会 野 上 寿

EII 刷 所:東京都文京区小石川 2-52-12 サンコー印刷株式会社

作:東京都文京区弥生2-4-16 (財)学会誌刊行センター



お送りしております。

開館時間: 9時~16時

入場料:無料 休館日:月曜日

学・薬学関係の図書の閲覧、貸出し、コピーサービスも行っており、 昭和61年秋に新館をオープンして今秋で2周年を迎え、年間37、000 館だより」を年二回発行し、ご希望の方に無料で ので、会議などにご利用ください。なお、「くすり博物 ます。大ホール(300名)・ 小ホール(50名) もあります また、研究者の方には資料保存庫内も自由にごらんいただけ 人の方々にご来館いただいております。展示室の見学だけでなく、医 32、000点の医学・薬学の資料と 24、000冊の蔵書をご活用ください

●工場見学のご案内……ご希望の方には、火~金曜・1日2回、最新設備の製剤工場見学は

内藤記念

〒483岐阜県羽島郡川島町 **☎**058689-2101